じゅんかん わかやま

会報

VOL. 42
2019年8月号





癒しの県　和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目　次

1　ごあいさつ
① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会　会長　武田 全弘 …… 2
② 和歌山県環境生活部　部長　田中 一寿 …… 3
③ 和歌山市市民環境局　局長　和田 年晃 …… 4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課　課長　北島　彰 …… 5

2　一般社団法人和歌山県産業資源循環協会総会・理事会
① 第７回通常総会 …… 6
② 令和元年度事業計画 …… 13
③ 理事会 …… 18

3　公益社団法人全国産業資源循環連合会関係
① 第９回定時総会 …… 19
② 会議報告 …… 20
③ 全国産業資源循環連合会政治連盟 …… 22
④ 全国正会員事務局責任者会議 …… 23
⑤ 近畿地域協議会 …… 24

4　行政ニュース
① ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）使用安定期の掘り起こし調査について …… 25
② 電子マニフェストの一部義務化について …… 26
③ 本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした …… 28
【和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例】
④ 家庭における食中毒予防ここがポイント …… 29
⑤ 女性活躍企業同盟　参加企業・団体大募集中 …… 30
⑥ わかやま結婚・子育て応援企業同盟募集中 …… 31

5　一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動
① 支部研修会 …… 32
② 電子マニフェスト操作体験セミナー …… 33
③ 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度（CPDS）の講習会認定】～基礎コース～ …… 34
④ 安全衛生活動事業 …… 35
⑤ 県外視察研修会 …… 47
⑥ 第３回親睦ゴルフコンペ …… 48
⑦ 不法投棄防止海上パトロール …… 49
⑧ 収集運搬部会活動 …… 50
⑨ 第２２回クリーンアップキャンペーン …… 51
⑩ 青年部会活動 …… 52

6　事務局だより・情報コーナー
① 安全優良職長厚生労働大臣顕彰について …… 56
② 建設業の経営事項審査の加点対象について …… 57
③（一社）和歌山県産業資源循環協会における令和元年度労働災害防止計画について …… 58
④ 災害廃棄物処理に対する取り組み …… 62
⑤ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会 …… 63
⑥ 和歌山県による（特別管理）産業廃棄物処理業の許可申請書の添付書類 …… 64
（更新講習会修了証）の取扱い変更について
⑦ 許可期限のお知らせ …… 64
⑧「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション２１」 …… 65
⑨ 会員ニュース …… 69
⑩ 新入会員の紹介 …… 70
⑪ 協会への入会の勧誘 …… 71
⑫ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟 …… 72
⑬ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内 …… 74

7　編集後記 …… 75

ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
会長 武田全弘

会員各位には協会運営に対しましては深いご理解とご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼申し上げます。

さて、第７回通常総会は去る６月５日に公務大変ご多忙の中、ご来賓として仁坂和歌山県知事、尾花和歌山市長のほか各行政・関係機関・団体から多数のご臨席を頂き盛会裏に開催できました。全上程議案について、各位のご承認をいただき、新年度の事業に取り組んでおりますことを、ここに謹んでご報告申し上げます。また、本総会におきまして、各表彰をお受けになられた皆様方には永年に亘り、業界の発展に寄与されたご功績に対しまして、心から敬意を表しお祝い申し上げますと共に今後も事業繁栄に更なるご活躍をご期待申し上げます。

本年５月には新元号が令和と新天皇の時代が動き出しました。我々業界も２代目３代目と世代交代が進められている現状に加え、世界各国の環境行政の変化に伴う動向が我々業界に対する様々な影響が感じられています。

２０１８年４月施行の法改正と、同年１０月施行の改正バーゼル法に伴う対応、対策が業運営に大きく影響して来るであろうと考えます。各位には改正内容を充分ご理解され誤りのない運用を望むところであります。

最後に願わない事ではありますが、将来発生が予想される東南海地震発災に取り組む研修を繰り返し実施しているところでありますが、我々は廃棄物処理のプロであり、今後とも処理技術の向上を目指し、研修を重ねてまいりますので会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。最後になりましたが労働災害の絶滅に取り組んでおられる各位のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げ機関誌発刊にあたってのご挨拶と致します。

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長　田　中　一　寿

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の会員の皆様には、平素より和歌山県行政全般にわたり、とりわけ廃棄物行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、クリーンアップキャンペーンや排出事業者・産業廃棄物処理業者の方々を対象にした安全衛生研修会などを通じ、廃棄物の適正処理に多大な貢献をされておりますことに、心から感謝申し上げます。

県では、平成28年12月に第4次和歌山県廃棄物処理計画を策定し、持続可能な循環型社会の構築を目指して廃棄物の排出抑制・再使用・再利用、不法投棄の防止などに取り組んでいます。業界におかれましても、X線や複数センサーなど先進技術を導入した高効率選別、異物除去など、廃棄物の高度処理を進めていただいており、平成29年度の最終処分量は平成27年度に比べて16万トンから13万トンに減量されています。

一方で、プラスチックごみによる海洋汚染が深刻になっており、有害廃棄物を原則国内で処理し、輸出する際は相手国の同意を得ることなどを義務付けたバーゼル条約による規制が2021年1月に発効されます。この問題については、プラスチックゴミの海への流出防止と適正処理の二つの課題があります。

海への流出防止の大きなポイントは不法投棄の防止です。県では、監視員や監視カメラを使って不法投棄の防止に努めてきましたが、今年度監視員を増員するとともに監視カメラを100台増設し、現場を細かく監視し厳しく対応することとしています。また、一般家庭から出るプラスチックゴミの処理についてサーマルリサイクルを効果的に実施する方策についても検討しているところです。

適正処理につきましては、今後、県内で処理しなければならないプラスチックゴミの量が増えることも予想されますが、高度処理のための補助制度もありますので、そういったものも活用しながらより一層のご尽力をお願いいたします。

話題は変わりますが、東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震の発生、集中豪雨災害が懸念される中、「災害廃棄物処理計画」は本年度中に9割近い市町村で策定される予定ですが、いざその時への備えが重要です。本年度も災害廃棄物の処理に備えた図上訓練を予定しておりますので、貴協会並びに会員の皆様方のご協力よろしくお願いします。

最後になりましたが、今後も廃棄物の適正処理の推進、循環型社会の構築のために、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝を祈念しご挨拶といたします。

ごあいさつ



和歌山市市民環境局長　**和　田　年　晃**

平素から一般社団法人和歌山県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール等の諸活動及び各種講習会の開催による産業廃棄物の適正処理への啓発活動に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。

本市では「第５次和歌山市長期総合計画」において人口減少に歯止めをかけることを目標とし、市民の方々や地域、また事業者の皆様方と一体となって、活力あふれる住みたいまちとして選ばれる和歌山市を形成していけるよう取り組んでおります。環境分野においては市民や事業者の皆様とともに循環型社会の構築を目指し、ごみの減量やリサイクル率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

近年、各地で台風や大雨による自然災害の際に発生する災害廃棄物が市民生活、環境等に多大な影響を及ぼし問題となっています。本市でも南海トラフ大地震の発生が想定される中、本市において平成２９年１０月に策定した「和歌山市災害廃棄物処理計画」、貴協会と締結している「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、貴協会のご協力もいただきつつ災害廃棄物の円滑かつ適正な処理に取組みたいと考えております。

また、産業廃棄物処理の現状を見ますと、中華人民共和国を始めとする諸外国の廃棄物の資源利用を目的とした輸入の規制にともない、廃棄物をとりまく情勢は一層厳しさを増していますが、技術の開発に伴い、新たな価値の創造がなされるのも廃棄物処理業界でございます。従来から求められていた適正処理の推進にとどまらず、これまで以上に使用量の削減や発生抑制、再使用、再生利用に取り組んで頂くとともに、行政としましてもこれらの高まる社会的重要性を十分に認識し、循環型社会の核としての役割を担う皆様方とはさらなる協働を図ってまいりたいと思います。今後とも本市の環境行政のみならず、共に魅力ある和歌山市を創り上げていくため、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の今後益々のご発展とご活躍、ご健勝を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部
生活環境課長　**北　島　　彰**

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より、警察活動各般にわたり、ご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

皆様には、日頃から、不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関して、その適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール、海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等、様々な環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝申し上げます。

これまで、当県警察では「総合的な環境保全対策」として、警察によるパトロールに加え民間ボランティア「紀の国環境モニター」を委嘱するなどして、廃棄物の不法投棄の早期発見に努めているところであり、本年には紀の国環境モニターを更に１４名増員し、体制の強化を図ったところであります。

これからの取組とともに、関係機関と緊密に連携を図ることで不法投棄事犯の早期発見と未然防止に努めてきた結果、近年、県下では大規模な廃棄物の不法投棄事犯の認知には至っておりません。

しかしながら、全国における廃棄物の不法投棄事犯等は減少傾向にあるとはいえ検挙件数は５，４９３件にのぼり、当県における検挙件数も６６件（対前年比＋１２件）と、３年連続増加となっており、未だに環境犯罪は後を絶たない状況であります。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、県民生活に重大な影響を及ぼすものもあることから、その未然防止はもちろん、早期発見、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察と致しましては、これからも、関係機関と更なる連携を図りながら、様々な機会を通じて広報・啓発活動を図り、これら事犯の早期把握・未然防止に努めるとともに積極的な取締りを推進していく所存であります。

結びに、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

2－① 第7回通常総会

令和元年６月５日（水）午後２時３０分より、田中一寿和歌山県環境生活部長はじめ１６名のご来賓の方々にご臨席頂き、第７回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

田中一寿和歌山県環境生活部長、尾花正啓和歌山市長（和田年晃市民環境局長代読）、当協会顧問・森礼子和歌山県議会副議長、同・秋月史成和歌山県議会議員よりご挨拶を頂きました。

続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、当協会会長表彰では優良事業所５社、優良従事者１名、当協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰では安全衛生活動３年表彰３社、安全衛生活動優良従事者２名が受賞されました。

総会には１４９名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、赤井理事が議長に選任され、平成３０年度事業報告・決算報告、令和元年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。

第１号議案　平成３０年度事業報告
第２号議案　平成３０年度収支決算報告（監査報告）承認の件
第３号議案　令和元年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和元年度収支予算（案）承認の件



目良副会長


田中部長


和田局長


森県議会副議長


秋月県議会議員

表彰式では次の方々が受賞されました。（敬称略）



✪（一社）和歌山県産業資源循環協会会長表彰

優良事業所表彰：株式会社松田商店（和歌山市）
：株式会社丸山組（田辺市）
：有限会社紀南建設（新宮市）
：有限会社南海産業（海南市）
：株式会社三高産業（大阪府松原市）

優良従事者表彰：細川 仁晃（株式会社日ノ本組・和歌山市）

✪（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動３年表彰：株式会社小池組（和歌山市）
：第五工業株式会社（和歌山市）
：株式会社小池組（御坊市）

安全衛生活動優良従事者：郡司 剛志（株式会社ヴァイオス・和歌山市）
：酒本 吉伸（有限会社ワコー産業・印南町）







総会終了後の講演会では、環境省近畿地方環境事務所・災害廃棄物専門官の若林完明氏を講師にお招きし、「東南海・南海地震発生に備えた災害廃棄物処理への対応」と題し、ご講演いただきました。（講演内容については次頁に掲載しています。）

引き続き行われた懇親会では、仁坂吉伸和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長、井上直樹和歌山市議会議長よりご挨拶を頂き、また多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



仁坂知事



尾花市長



井上市議会議長

東南海・南海地震発生に備えた災害廃棄物処理への対応

（平成３０年７月豪雨・大阪北部地震・台風２１号における取組も踏まえて）

講師：環境省近畿地方環境事務所
災害廃棄物専門官　若林完明 氏

近畿地方環境事務所の若林です。東日本大震災以来、毎年どこかで大きな災害が起こっています。だいたいそういう災害現場には、いの一番に駆けつけて、いろんな仕事をずっと３年間くらいしてきています。災害には南海トラフのような大きな災害もあれば、大災害というほどには至っていませんが、去年は近畿地方に被害をもたらしました。県や市町村それぞれ災害廃棄物処理計画が作られ始めていますので、それに基づいて、いろんな取組みがされました。今日の話はそんななかで特に大阪北部地震や台風２１号の事例なども交えてお話をさせていただこうと思います。

●平成３０年度に発生した主な自然災害

平成３０年度に発生した自然災害にも、それぞれに特徴があります。まず大阪北部地震は、この災害の規模自身はものすごく大きいものではなかったのですが、通勤時間帯に発生して、まず役所の人間は、状況確認をしないといけないのですが、その職場にたどり着けないという状況が起こりました。災害は時間を選んでくれません。

平成３０年７月豪雨、新聞では西日本豪雨とか呼ばれていますが、西日本だけではなく、北海道、中部、岐阜県など非常に広範囲に被害がありました。熊本地震なら重点的にそこに行ったらいいわけですが、そうではなく、いろんな場所に分かれて行かないといけない、同時多発的に起こったというような話です。

台風２１号では停電が発生して１週間くらい電気が来なかったということで、冷蔵庫の中のものが腐る、そういう災害廃棄物も発生しました。またスレート、瓦もたくさん飛ばされました。スレートにはアスベストが入っているものがありますので、処理に注意が必要なものもありました。

北海道胆振東部地震では液状化が起こり、場所は限られていましたが停電が起こり、食品廃棄物がたくさん発生しました。

台風２４号は九州の島しょ部で被害が大きく、そういう地域で大量に廃棄物が出たら、船の輸送などが必要になってきます。そうすると莫大な費用がかかってしまうというようなことがあり、今回、九州の地方環境事務所で、そういった場合どのように効率的にやっていったらいいかというような調査を始めています。

●平成３０年７月豪雨災害における廃棄物対策について

まず平成３０年７月豪雨災害の廃棄物対

策について紹介します。

注目されていたのは岡山県、広島県、愛媛県ですが、近畿では京都府と兵庫県で被害が大きかった。東日本大震災以降いろんな災害がありましたが、この７月豪雨は熊本地震の次のクラスになるほど大きな災害になっています。死者の数は全国で２３７人と、いわゆる豪雨災害でこれほどの死者数が出るというようなことは、平成に入ってからは初めてということになります。台風ではない豪雨が集中的にずっと同じところで連続的に降っていく、同じ線上に低気圧がどんどん、どんどん、繰り返し、繰り返し来た、特にあまり雨が降らない、岡山県、広島県、愛媛県はため池を作って、水が足らないと言っている地域です。そこにものすごい雨が降ったわけですから、山のほうの真砂土という、さらさらの土というか砂が土石流のように流れてきて、家や車が埋もれているような状態で、まず廃棄物を除去するよりも先に、その土砂を取らないといけない状態になったので、７月豪雨というのは大きな災害であり、しかもこれは毎年起こる可能性が出てきている。どこでこういう災害が起こってもおかしくないという状況になっています。



７月豪雨の環境省の取組みですが、まず人的支援ということで、D.Waste-Net 専門家を現地支援チームとして８府県に派遣し、支援チームを常駐させています。それから収集運搬に対する支援、処理に対する支援、処理計画に基づいて発生量の推計等々をしながら、処理を進めていく。当然のことながら、その市域、市町で処理ができるような量ではありませんので、広域処理を行っています。

財政措置としては、半壊家屋の解体撤去費用まで補助対象を広げ、補助金の補助率を上げています。また廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括で撤去できる制度を構築しました。土砂、流木の除去に関しては国土交通省が責任を持ち、災害廃棄物に関しては当然環境省が責任を持つ。だけど混然一体となっているわけなので、それぞれが協力しながらやっています。

支援体制については、それぞれ中部、近畿、九州、中国、四国の地方事務所が県には当然入るのですが、特に被害が大きい市町、倉敷市、呉市、坂町、宇和島市、大洲市には支援チームが直接入っています。ただ人数が少なく、私は坂町に行きましたが１人でした。それぞれの市町の職員と一緒になって作業を進めるというような形です。

近畿圏内では舞鶴市、福知山市、宍粟市の３市の被害が大きかった。舞鶴市には京都市の環境政策局循環型社会推進課が同行しました。これは支援要請はありませんでしたが、政令市である京都市がもしすぐに対応できるならということで一緒についていただいたということで、実際は支援の必要はなく空振りに終わりましたが、こういう体制が必要になってくるかもしれません。

舞鶴市は災害の多い都市で、被災周辺の近くに広い仮置場があり、非常にうまく分けられていて感心しました。しかも災害廃棄物で特によく問題になるのが、便乗ごみです。これを舞鶴市はどのように制御しているかというと、テレビやタイヤに張り紙を貼って、持って行かないんです。持って行かないことによって次の便乗ごみを防げるわけです。便乗ごみが出ないようにそういう対策を取っていました。福知山市のほうも慣れていて、支援の要請の仕方も面白く、車を運転して、ごみの積み込みができる運転手だけほしいとか、非常に効率のいいやり方で作業をされていたと感じています。７月豪雨ではそれぞれ仮置場がある程度用意されていて、スムーズにことが運んでいたという印象です。

●平成３０年大阪北部地震・台風２１号における廃棄物対策について

大阪北部地震は、いわゆる全壊や半壊はあまりないのですが、非常に広範囲で一部損壊がものすごく多いという災害です。お風呂屋さんの煙突が折れてスレートの屋根に倒れたところでは、煙突もスレートもアスベストが入っている可能性があったのですが、実際にはなかった。ただ、この場合はそういう注意は払わないといけないということで、これは枚方市の環境部門が、まずアスベストが大丈夫かどうかいう周辺調査をする等、適切にされていました。

台風２１号は風が非常に強く、先ほど申しましたように瓦がかなり飛ばされて、被害がありました。和歌山県は台風２１号で被害があったわけですが、大阪府では北部は地震で、南部は台風２１号で被害があり、大阪府全域の市町村で被害があったということになります。

大阪府産業資源循環協会の取組みの事例としては、大阪府と協定を交わしていて、被災市町村から大阪府に支援要請があって、そこから資源循環協会に依頼して、支援できるところを相談・調整するということになります。収集運搬、中間処理、それから処分とあいだに立って協定どおり動いていただきました。

北部地震のときの環境省の取組みとしては、どんな災害の時も同じですが、環境省の本省から注意事項などの事務連絡が各市町村に出されます。近畿環境事務所や大阪府からは、本省では気がつかないところの部分、例えばボランティアとの連携がちゃんとできるようにや、災害廃棄物か災害廃棄物でないかの判断などの事務連絡が出されます。被害が大きかった市町村を集めて会議をし、現地調査をしてきめ細かい内容を相談しながら進めました。便乗ごみ対策をしている市町村としていないところとでは、廃棄物が出てくる差が出てきますので、環境省と大阪府とで話し合って取り決めていきました。大阪北部地震の時はあまり仮置場はできていません。台風２１号のほうが被害が全域にわたって大きかったので仮置場も結構できています。そのなかで相当被害が大きかった和泉市は停電で対応が遅れ、地方環境事務所と大阪府が動いて、奈良県と相談をし、奈良市に応援に来てもらうなど、きめ細かく動くことができました。研修ではなく実際にこういう災害を通じて、府県、地方環境事務所がうまく動けば、それは次の災害のときの備えになってくるというふうに感じました。

●南海トラフを例にしたケーススタディについて

昨年度、南海トラフが起こったらどうなるかというケーススタディを実施しました。実際に起こったらどれだけのごみが出るのか？今の施設でどれだけの対応ができるのか？



南海トラフの場合は津波が起こるので非常に広範囲に被害が起こり、混合性の廃棄物、塩分を含む廃棄物などが出てくるということです。首都直下の場合は狭い地域のなかに集中的にごみが発生し、しかも政府機関が集中しているので首都機能が麻痺するだろうと想定されています。発生率は南海トラフも首都直下型も両方とも非常に高い。被害の範囲に関しても、東海・近畿・中国、非常に広い範囲で想定されています。発生量は最大で３.２億トン。想像を絶する量になります。東日本大震災と比べると約１６倍です。それだけではなく、津波堆積物が２７００万トン。南海トラフ地震が紀伊半島沖で発生した場合、和歌山県、近畿圏が非常に被害が大きくなります。発生量は和歌山では１５００万トンで多いですが、大阪も北部地震と比べたら多いです。ところが直下型地震の場合とトータルで比べたらそんなに差はありません。大きな直下型地震が起こった場合、南海トラフよりもひどいことになる可能性があります。近畿圏ではいろんなところに断層がありどこで起こるかわかりませんので、災害廃棄物が一体どのくらい出るのか、推計がされていない所もあり、全体像をもうちょっとしっかりと捕らえる必要があります。また１９４４年と４６年に連続して東南海と南海地震が起こっていますが、それ以降起こっていないので、準備を周到にしておく必要があります。

このケーススタディでは、発生量からそれぞれの府県で持っている処理の可能量を調べて対応できるかできないかを調査の結果、府県内で可能なのはほんのちょっとしかありませんでした。南海トラフが起こったとしても、近畿圏だけで処理が可能と一応は出ています。ただし条件があります。焼却処理については計算上出した数字で、いわゆる最大焼却量を想定して、その分は受け入れられると見ています。民間の産廃処理施設やフェニックスの数値は入れていません。当然のことながら、埋立地がたくさんある兵庫県、京都府に全部入ってくるという余裕はないと思いますので産廃処理施設やフェニックスのことを考慮していかなければいけません。

それから、施設がどうなるかということです。震度６以上のところでは施設はほぼ止まるでしょう。和歌山県は結構そういう事態に陥る可能性があります。海に近い埋立地が多い大阪府では液状化が起こって使えなくなる可能性があります。また施設が大丈夫でも道路が被害にあうと施設にたどり着けませんので、そういう可能性も検討しておかなければなりません。

課題としては、仮置場候補地の検討促進、処理可能量を確保する方策の検討、施設の被災リスク評価の数値化、インフラ評価、運搬ルートの検討など考えておく必要があります。これ以外にも液状化だけではなく、廃棄物の焼却炉は山側にあったりします。実際、北部地震や台風２１号では土砂崩れが起こって道路が通行止めになり行けなかった。箕面市では災害ごみではなく普通のごみも持っていけないという状態になった。そういうリスクがあるということももっと考えてもらいたい。

●災害に備えた取組みについて

そこで今後の災害に備えた取組みということになります。継続的に災害廃棄物の対策を検討、それぞれの関係団体との連携強化と標準化、技術システムの検討、産廃処

理施設等の民間の処理施設の可能量調査、災害廃棄物対策の地域間協調などがあります。近畿ブロックレベルでの連携の検討も必要です。また、自治体レベルでは災害廃棄物の処理計画を進めるというのは当然ですが、協定の締結を進めていくこと、それから府県と資源循環協会との連携、ボランティア協会との調整などもしっかりやっていく必要があります。

民間事業者団体の支援内容の事例としては、災害廃棄物を仮置場に運搬する、仮置場の分別運営管理、仮置場から再資源化施設や処理・処分場への運搬、再資源化や処分場での処理などがあります。作業をしている時には必ず市町との連絡報告、今日はどこまでできたとか、こういうことをやりましたとか、こういう問題点がありましたという報告を毎日する必要があります。そして次の重点箇所はどこか、どのように進めるか等を必ず話し合いをする。こういう点が重要になってきます。問題点としては単価設定の話があります。災害が起こってすぐに契約ができるかといえばそうではありません。契約の前に動かないといけない、目の前にあることを先に進めながら契約、処理と同時進行で動くというようなことがあります。その場合、価格の設定は協定の部分でもあらかじめ決めておくというのがスムーズにいくパターンであると思います。価格は毎年変わると思いますので、価格設定は変えていく必要があると思います。

和歌山県では去年初めて図上演習を実施されましたが、今年もされるということです。民間も含めた形でどういう連絡体制を取っていったらいいのかという情報伝達訓練も必要です。

それから協定の締結です。どういうふうなシステムかというと、まず最初に被災市町村から府県に依頼があります。支援要請があって、それに対して協定の団体が支援可能調査をし、実際に双方で話をして支援に行くということになります。最近ではこれを待っていられないということで、プッシュ型というのがあります。要請はしていないけれども可能性があるなというときに先に動いてしまうということが多くなっています。先ほど京都市が舞鶴市に直接環境省と一緒に行ったという事例がありましたが、これはプッシュ型です。そのあとも大事で、災害廃棄物をどういう種類をどれだけ処理したかということを報告するというプロセスで動いていくということになります。

近畿地方環境事務所では今年度、災害廃棄物の処理事業者のリスト作りをしようと思っています。現在、各協会の持っているリストがそれぞれバラバラになっているので具体的な災害時の協力の可否、車両数、重機などを同じ項目で取りまとめて、統一化していこうと考えています。また、災害廃棄物の処理能力の整理ということで、毎年又は隔年でリストを必ず更新をして、府県と市町村で共有しておけば実際に発災したときにスムーズに動くであろうと思います。それから検索システムの導入も考えていこうかということになります。

今年度は資源循環協会と一緒になって仕事をしていかなければならない部分が出てきております。今後とも災害が起こったときには当然仲間として一緒になって活動していく必要があります。その場合にやはり市町村、県、それから環境事務所、お互い顔が見える関係、話しやすい関係になっておくということが非常に重要かと思います。来るべき大きい災害が来たときにもスムーズに動けるような関係を作っておくことが非常に大事というふうに思っています。

2－②　令和元年度事業計画

Ⅰ　協会運営事業

1　組織の強化・充実

（1）正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

（2）変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2　公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3　総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4　表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

Ⅱ　社会貢献事業

1　不法投棄防止活動

（1）収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

（2）不法投棄を監視するため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び当協会による海上パトロールを実施する。

（3）和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2　車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年２回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3　イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4　災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成１８年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成２３年９月の台風１２号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や会員による事業継続計画（ＢＣＰ）導入の促進等により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と当協会との間で、県との協定に基づく覚書の締結などの連携強化に取り組む。

Ⅲ　講習・研修事業

1　研修事業

（１）会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。

（２）各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。

（３）（公社）全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。

①　新規収集運搬課程講習

(a)　令和元年８月７日(水)～８日(木)

②　更新収集運搬課程講習

(a)　令和元年９月１９日(木)

(b)　令和２年２月２０日(木)

③　特別管理産業廃棄物管理責任者講習

(a)　令和元年９月１８日（水）

2　労働安全衛生の取り組み

（１）会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。

（２）事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。

（３）国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、７月１日から７日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。

（４）（公社）全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」（平成２９年度から３年間）の目標達成に向け、当協会における「令和元年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3　廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

Ⅳ　産業廃棄物適正処理推進事業

1　調査研究事業

（１）産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。

（２）資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。

（３）産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。

（４）産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。

（５）（公社）全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、再生砕石の在庫状況等を把握し、利用促進を図る。

2　相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い、また情報を提供する。

（１）情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

（２）各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

３　産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、（公社）全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション２１の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

４　機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

（１）会報「じゅんかん　わかやま」を年２回（１回４３０部）発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。

（２）産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。

（３）その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

５　産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、（公社）全国産業資源循環連合会の公益事業（一部発行元：建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。）として、協会が普及頒布の協力を行っており、電子マニフェストについては、行政機関及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、導入促進のための説明会の開催等の普及啓発に努める。また、車両表示板や（公社）全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

６　巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

Ⅴ　情報交流活性化推進事業

１　地球温暖化対策の取り組み

（公社）全国産業資源循環連合会は、平成２９年３月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、２０３０年度における温室効果ガスの排出量を基準年度（２０１０年度）に対し、１０％削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガ

ス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2　他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物をとりまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、（公社）全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3　関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4　委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境の変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5　青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

Ⅵ　受託業務

1　関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2　自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2－③　理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆平成３０年度第４回理事会及び常任理事会

開催日：平成３１年２月１５日（金）

場　所：酒直ビル１Ｆ協会会議室

議　案：①第７回（平成３１年度）通常総会の日程等について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③平成３１年度一般社団法人和歌山県産業資源循環協会被表彰者について

④平成３１年度全産連表彰推薦について

⑤次回理事会の開催日程について

⑥その他

について協議のほか、１２件の報告がありました。





◆平成３１年度第１回理事会及び常任理事会

開催日：平成３１年４月２５日（木）

場　所：酒直ビル１Ｆ協会会議室

議　案：①第７回（令和元年度）通常総会の上程議案について

②公益目的支出計画実施報告書の提出について

③(公社) 全国産業資源循環連合会総会開催について

④新入会員及び退会会員承認の件について

⑤第３回親睦ゴルフコンペ開催について

⑥収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑦海上パトロールの実施について

⑧クリーンアップキャンペーンの実施について

⑨産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑩次回理事会の開催日程について

⑪その他

について協議のほか、１３件の報告がありました。

3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

3－①　第9回定時総会

開催日：令和元年６月１３日（木）
場　所：明治記念館・曙の間
議　案：第１号議案　平成３０年度事業報告並びに
　　平成３０年度決算案承認の件
　　平成３０年度監査報告
　について審議され、承認・可決されました。
　（報告事項）
　　１　令和元年度事業計画に関する件
　　２　令和元年度収支予算に関する件



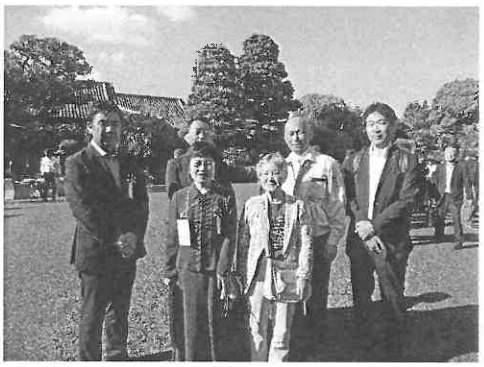
なお、令和元年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、③人材育成の推進、④協力支援事業、⑤労働安全衛生等への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

総会終了後、会長表彰の表彰式が行われ、永井会長から功労者２３名、地方功労者７５名、優良事業所２３社、地方優良事業所１２５社、優良従事者１４９名が表彰されました。

また昨年４月１日の名称変更に伴う新ロゴマークを決定し、そのお披露目と優秀作品賞の表彰が行われました。



＜当協会関係で受賞された方＞（敬称略）
　功　　労　　者：貴志 修三（株式会社貴志安商店）
　地方優良事業所：株式会社丸山組（海南市）
　　：株式会社クリーンサービス近畿
　　：株式会社紀洋
　　：有限会社柏木商店
　　：株式会社ナカミチ建機サービス
　優 良 従 事 者：谷口 博昭（株式会社玖保忠）



3－②　会議報告

○新年賀詞交歓会

開催日：平成３１年１月１８日（金）

場　所：明治記念館「曙の間」（東京都）

出席者：会長

○第４２回理事会

開催日：平成３１年１月１８日（金）

場　所：明治記念館「鶴亀の間」（東京都）

出席者：会長

議　題：＜決議事項＞

（１）平成３１年度（２０１９年度）事業計画骨子案について

（２）連合会マニフェスト頒布に係る消費税対応について

（３）「災害廃棄物委員会（仮称）」の設置について

（４）平成３０年度の産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん金について

（５）次回理事会その他の日程について

（６）その他

○平成３０年度第３回安全衛生委員会

開催日：平成３１年２月７日（木）

場　所：ＴＫＰスター貸会議室六本木カンファレンスルーム６Ｂ（東京都）

出席者：会長

議　題：（１）各正会員における平成３０年度の会員企業取組状況調査の結果

（２）平成３１年度の安全衛生事業指針について

（３）その他

○平成３０年度全国正会員会長・理事長会議

開催日：平成３１年２月２２日（金）

場　所：熊本ホテルキャッスル　キャッスルホールＡ（熊本県）

出席者：会長、専務理事

議　題：（１）平成３１年度事業運営概要について

（２）その他

○第４３回理事会

開催日：平成３１年３月１２日（火）

場　所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議　題：＜決議事項＞

第１号議案　消費税率の改正に伴う連合会マニフェストの頒布価格について

第２号議案　「災害廃棄物委員会（仮称）」の設置について

第３号議案　平成３１年度事業計画案並びに収支予算案について

第４号議案　連合会ロゴマークの制定について

第５号議案　平成３１年度表彰選考委員会の委員委嘱について

第６号議案　平成３０年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん金について

＜協議事項＞

（１）平成３０年度収支決算見通しについて

（２）第９回定時総会運営概要について

（３）マニフェスト・スマートプラスの有料化に向けた検討について

（４）次回理事会その他の日程について

（５）その他

○第４４回理事会

開催日：令和元年５月２８日（火）

場　所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

議　題：＜決議事項＞

第１号議案　第９回定時総会の開催及び運営について

第２号議案　第９回定時総会の提出議案について

ア 平成３０年度事業の報告及び平成３０年度決算案承認の件監査報告

第３号議案　表彰選考委員会の選考結果について

第４号議案　委員会委員の変更について

第５号議案　賛助会員の入会承認について

＜協議事項＞

（１）令和２年度税制改正要望について

（２）次回理事会その他の日程について

（３）その他

○２０１９年度第１回安全衛生委員会

開催日：令和元年６月１１日（火）

場　所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 第二会議室（東京都）

議　題：（１）各正会員における平成３１年度の労働災害防止計画

（２）労働災害事故情報の共有化

（３）周知活動（安全衛生ステッカーの作成）

（４）その他

○第４５回理事会

開催日：令和元年７月９日（火）

場　所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

議　題：＜決議事項＞

第１号議案　委員会委員及び部会運営委員等の選任について

第２号議案　賛助会員の入会承認について

第３号議案　令和元年度適正処理推進事業活動支援金交付について

第４号議案　保存期間経過後会計関係書類の処分について

第５号議案　賛助会員の入会承認について

＜協議事項＞

（１）次回理事会その他の日程について

（２）その他

3ー③　全国産業資源循環連合会政治連盟

○第４８回理事会

開催日：平成３１年１月１８日（金）

場　所：明治記念館「かしわ・あやめの間」（東京都）

出席者：会長

議　題：（１）平成３０年度産業・資源循環議員連盟について（報告）

・産業・資源循環議員連盟総会

・産業・資源循環議員連盟ＰＴ

（２）自民党、公明党の平成３１年度予算・税制等政策に関する要望（報告）

（３）第１７回全国産業資源循環連合会政治連盟代議員会議案書（案）

・平成３０年における活動報告及び収支実績報告

・平成３１年における活動報告及び予算案

（４）その他

○第１７回代議員会

開催日：平成３１年２月２２日（金）

場　所：熊本ホテルキャッスル　キャッスルホールＡ（熊本県）

出席者：会長

議　題：（１）平成３０年政治連盟活動報告並びに収支決算報告

（２）平成３１年政治連盟活動計画（案）並びに活動予算（案）

（３）その他

○第４９回理事会

開催日：令和元年６月１３日（木）

場　所：明治記念館「はぎ・さくら」（東京都）

議　題：（１）第２５回参議院議員通常選挙について

（２）平成３１年度産業・資源循環議員連盟総会開催について

（３）環境大臣・国土交通大臣への産業・資源循環議連からの提言

（４）その他

３－④　全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成３１年２月１日（金）

場　所：アジュール竹芝「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事

議　題：（１）平成３１年度（２０１９年度）事業運営について

①平成３１年度（２０１９年度）事業運営について

②「災害廃棄物委員会（仮称）」の設置について

③２０１９年度産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

④平成３１年度（２０１９年度）許可講習会に係る業務委託について

⑤マニフェスト頒布に係る消費税対策について

⑥平成３１年度（２０１９年度）電子マニフェスト運用支援事業について

⑦ロゴマークの選定について（お願い）

⑧マニフェスト・スマートプラスの試験期間における利用の状況等について

⑨貸与パソコンのリース期間終了に伴う取り扱いについて

⑩新事業を検討するワーキンググループ報告について

⑪平成３０年度産業廃棄物処理業における人材育成事業の取組状況及び平成３０年度人材育成調査検討業務（環境省請負事業）について

⑫産業・資源循環議員連盟「資源循環促進ＰＴ」の活動について

⑬外国人技能実習制度及び改正出入国管理法における特定技能について

⑭人手不足に係るアンケート調査実施状況について
⑮プラスチック資源循環戦略（案）に対する意見の募集（パブリックコメントについて）
⑯平成３１年度（２０１９年度）「産業廃棄物処理施設賠償責任保険」の募集について

（２）その他

3－⑤　近畿地域協議会

１．開催日：平成３１年２月８日（金）
場　所：ホテルグランヴィア和歌山「ル・グラン」（和歌山県）
出席者：３８名（うち当協会１０名）
議　題：（１）平成３１年度（２０１９年度）公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰功労者表彰及び優良事業所表彰被表彰者推薦書の提出について
（２）廃プラスチックなどの中国輸入規制の影響に関するアンケート調査実施結果について（案）
（３）災害廃棄物である瓦の処理について
（４）公益社団法人全国産業資源循環連合会活動について
（５）近畿地域協議会の開催地ローテーションについて
（６）次回開催予定について
（７）その他

２．開催日：令和元年７月５日（金）
場　所：琵琶湖ホテル「ローズ」（滋賀県）
出席者：３２名（うち当協会３名）
議　題：（１）公益社団法人全国産業資源循環連合会災害廃棄物委員会委員の推薦について
（２）近畿地域協議会収支決算書並びに会費の改定について
（３）公益社団法人全国産業資源循環連合会活動について
（４）次回開催予定
（５）その他

4 行政ニュース

4－①　ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用安定器の掘り起こし調査について

和歌山県内のＰＣＢ使用安定器は、令和３年３月31日までの処分が義務付けられています。和歌山県では、昭和52年３月以前に建てられた建物の管理者様及び事業者様あて、ＰＣＢ使用安定器の使用・保管状況を把握するための調査票を順次送付しますので、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

調査票

該当するものに丸をつけてください。

問１　昭和52年３月以前に建てられた建物はありますか（賃貸含む。）。
　ア　ある　→　問２に進んでください。
　イ　ない　→アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
　ウ　建築時期が不明である　→　問２に進んでください。





問２　建物に設置している照明器具（蛍光灯又は水銀灯）はありますか。
　ア　ある　→　問３に進んでください。
　イ　ない　→　問６に進んでください。

問３　その照明器具は、昭和52年３月以前に設置されたものですか。
　ア　昭和52年３月以前に設置した　→　問４に進んでください。
　イ　昭和52年４月以後に設置した　→　問６に進んでください。
　ウ　設置時期が不明である　→　問４に進んでください。

問４　その照明器具は、設置当時からそのままですか。
　ア　設置当時からそのままである。　→　問５に進んでください。
　イ　昭和52年4月以降に器具の交換をしたことがある　→　問6に進んでください。
　ウ　交換したが、交換時期はわからない。　→　問５に進んでください。

問５　その照明器具にPCBを使用した安定器はありますか。
　ア　ある　→　問６に進んでください。
　イ　ない　→　問６に進んでください。
　ウ　不明　→　問６に進んでください。

問６　工事等で取り外された安定器を持っていますか（保管していますか。）。
　ア　持っている　→　問７に進んでください。
　イ　持っていない　→　アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。

問７　保管している安定器にPCBが使用されていますか。
　ア　使用されている　→　アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
　イ　使用されていない　→　アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
　ウ　不明　→　問８に進んでください。

問８　保管している照明器具のラベル又は安定器の銘板が確認できますか。
　ア　確認できる　→　アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。
　イ　確認できない　→　アンケートはこれで終わりです。ありがとうございました。

4－② 電子マニフェストの一部義務化について

電子マニフェストの一部義務化について

1．課題

平成28年１月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

<明らかになった課題>
(1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
(2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯
平成28年1月　事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
〃　2月29日　愛知県が改善命令
〃　4月18日　岐阜県及び三重県が許可取消し
　　愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
〃　6月27日　愛知県による許可取消し

2．法改正事項

(1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、
○市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、**必要な措置を命じることができる**こととする。(第19条の10)
○**排出事業者に対する通知を義務付ける**こととする。
(第14条の2第4項、第14条の3の2第３項、第14条の5第4項及び第14条の６)

(2)マニフェスト制度の強化

○マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。**
(第27条の2)
※現行：６か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
→改正後：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金
○**特定の産業廃棄物**※１**を多量に排出する事業者**※２に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。
(第12条の5第１項)
※１：特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）を省令において規定
※２：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を省令において規定

（参考）食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策と対応状況

【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】
○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化（第27条の２）
（現行：６か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正案：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
○電子マニフェストにおいて**不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステム**を改修中（H28～29年度）

【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】
(監視体制の強化)
○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る**立入検査マニュアルを策定**（H28.6.21通知済）
○食品リサイクル法に基づく**国の立入検査と**廃棄物処理法に基づく**都道府県等の立入検査の連携強化**（対策済）
(処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)
○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請（H28.10に全国産業資源循環連合会が実地確認チェックリストを策定）
○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に**自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み**（検討経費の一部を環境省が支援）。
(許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)
○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。（第19条の10）

【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】
○食品リサイクル法における**食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の改正**及び転売防止の取組強化のための**食品関連事業者向けガイドラインの策定**（H29.1.26）
○**排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成**等について、都道府県等への通知（処理状況の確認等）（H29.3.21, H29.6.20通知済）
○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への**通知を義務付け**。（第14条の２第４項等）

施行規則（環境省令）の内容

1-1．電子マニフェスト使用義務者

※ 電子マニフェストに関する規定について
2020年4月1日施行

- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（PCB廃棄物は50トンの中に含めない。）とする。
- 電子マニフェスト使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子マニフェスト導入済の収集運搬業者、処分業者にも使用義務がかかる。

【趣旨】

○ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県・政令市に提出しなければならない。

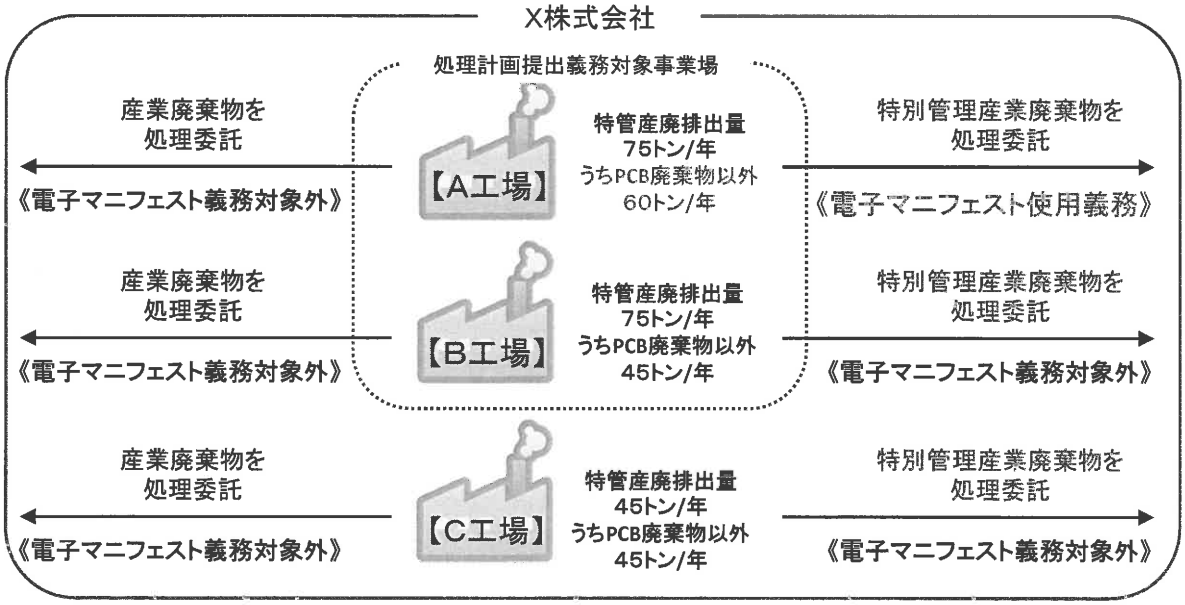
○ 都道府県・政令市は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に基づき、次年度の電子マニフェスト使用義務者の判断を行う。

○ PCB廃棄物は電子マニフェスト使用の義務対象には含めないこととし、PCB廃棄物を除くと50トン未満となる場合は、その事業場は、電子マニフェストの使用義務者から外れる。（その旨を特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に記載することとする。）

施行規則（環境省令）の内容

1-2．電子マニフェスト使用義務の対象（例）

○ 複数事業場を有している場合、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が年間50トン以上の事業場から排出する特別管理産業廃棄物のみに電子マニフェスト使用の義務がかかる。



4－③　本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした【和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例】

本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした【和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例】（平成 30 年 6 月 22 日全面施行）についてお知らせします。

〈制定の背景〉

太陽光発電は、発電時に温室効果ガスを排出せず、豊富な日照時間など本県の持つ自然資源を活かせることなどから、本県ではその普及を促進しています。

一方、近年、山林や傾斜地を開発する太陽光発電の計画が増加しており、防災上の問題、環境面や景観面での悪影響について県民の不安が拡大している状況にあります。

太陽光発電については、規模や設置場所によって、環境影響評価条例や森林法等の適用を受けない場合があります。

また、事前に地域住民等に説明が行われないまま、事業が実施され、地域でトラブルが生じている事例もあります。

こうしたことから、太陽光発電事業について、県民の理解と環境との調和を確保し、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、条例を制定することとしたものです。

〈対象となる太陽光発電事業〉

和歌山県内で出力５０ｋＷ以上（太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力の小さい方）の太陽光発電事業を行う場合、あらかじめ知事の認定を受ける必要があります。（ただし建築物の屋上等に設置されるものを除きます）。

〈詳細〉

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例について、詳しく知りたい方は・・・

和歌山県　太陽光　条例　検索



4－④　家庭における食中毒予防ここがポイント

細菌性食中毒は、温度と湿度が高く、体力が低下する夏場に多く発生しています。

食中毒予防の三原則は、
☆つけない（洗う！分ける！）
☆増やさない（低温で保存する！）
☆やっつける（加熱処理！）

次のポイントに注意して家庭での食中毒を防ぎましょう。

ポイント１　**食品を買うときは、傷みやすいものは最後に買いましょう**
　肉や魚など、食材ごとに分けて包み、冷蔵や冷凍で保管が必要な食品は、最後に買いましょう。

ポイント２　**冷蔵庫は詰めすぎに注意（７割ぐらいを目途に）しましょう**
　冷蔵庫は１０℃以下に、冷凍庫は－１５℃以下にし、７割程度で余裕をもって使いましょう。

ポイント３　**手をよく洗いましょう**
　調理をする前やトイレの後、食事の前には、石けんを使ってよく手を洗いましょう。

ポイント４　**調理器具は清潔にしましょう**
　まな板や包丁などは、できるだけ食材に応じて使い分け、使用後は洗浄して、熱湯などで消毒しましょう。

ポイント５　**加熱調理するときは、７５℃で１分以上の加熱をしましょう**
　食品は、中心部までよく火を通しましょう。食肉、レバーなどを生で食べることはやめましょう。

ポイント６　**作った料理はできる限りすぐに食べましょう**
　作り置きした料理を温め直す時は十分に加熱しましょう。時間が経ちすぎたりちょっとでも怪しいと思ったら思い切って捨てましょう。

６月～９月の期間中に食中毒が発生し易い気象条件になった場合に、『食中毒注意報』を発令し、食品の適正な取扱い等について注意喚起を行っています。

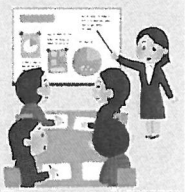
◇問い合わせは、食品・生活衛生課（TEL073-441-2624）又は県立保健所（支所）へ

女性 かつやく

女性活躍企業同盟

参加企業・団体を大募集中!!

参加の4大メリット



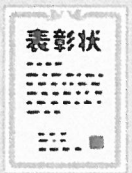
自社で役立つ「女性活躍セミナー」に無料で参加できます！



同盟交流会で異業種の方と出会える機会があります！



県就職情報誌やHP等で、同盟に参加していることをPRします！

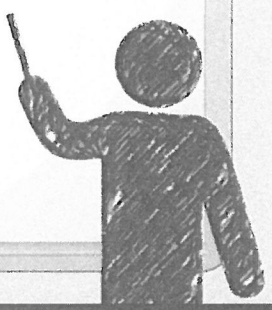


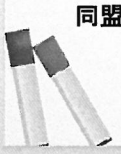
女性活躍の優れた取組を行う企業・団体、その従業員を表彰します！

ご希望の事業者様には、出張説明いたします。

同盟の活動内容、申込書は、「女性活躍企業同盟」で検索が可能です。

女性活躍企業同盟　検索





お申込み・お問い合わせは

和歌山県 青少年・男女共同参画課　住所　〒640－8585
TEL073－441－2510　和歌山市小松原通一丁目1番地

お気軽にお問合せください。

4－⑥　わかやま結婚・子育て応援企業同盟募集中

わかやま結婚・子育て応援企業同盟　募集中

目　的

- 社会全体で子育てする仕組みの充実
- 結婚や子育てについての社会気運の醸成



同盟参加メリット

- **人材確保について積極的に応援します！！**
  - 参加企業を県の就活イベント時等に特出しでPR
  - 参加企業を紹介するバンドブックを作成し、県外の県出身大学生や県内の高校、大学生に配布
  - テレビ、ラジオ、情報誌への掲載など県の広報媒体等を活用し積極的にPR
- **同盟内での情報交換やネットワークづくりについて支援します！！**
  - 参加企業のお互いの取組等についての情報交換を行える場の提供
  - 異業種、同業他社とのネットワークづくりにも活用できる場の提供
- **参加企業の社員等を対象としたセミナー等を開催します！！**
  - 社員の職場環境改善や意識改革につながるようなセミナーや講座の開催


同盟発足式・子育て応援シンポジウム（H29.9.3）


表彰式・交流会（H30.2.19）



紹介冊子・参加企業の証

申込方法

別添の申込書に必要事項をご記入の上、下記までご郵送ください。

＜郵送・お問い合わせ先＞
〒640－8585
和歌山市小松原通一丁目１番地
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
子ども未来課　子育て支援班　あて

TEL　073－441－2492
FAX　073－441－2491
E-mail　e0402003@pref.wakayama.lg.jp

わかやま結婚・子育て応援企業同盟　検索 CLICK!

5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

5ー① 支部研修会

平成３０年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課の担当官から「電子マニフェストの一部義務化・ＰＣＢ廃棄物の適正処理について」、小林グローバルコンサルティング事務所の小林和男氏から「石綿の管理について」それぞれご講演を頂きました。

◇研修会開催スケジュール

支　部	日　時	場　所	参加者
和歌山支部 海南・有田支部	平成３１年１月１６日（水） 午後１時３０分～午後４時３０分	和歌山市 （プラザホープ）	２３名 （２３社）
紀北支部	平成３１年１月１７日（木） 午後１時３０分～午後４時３０分	紀の川市 （粉河ふるさとセンター）	１３名 （１１社）
紀南支部	平成３１年１月２３日（水） 午後１時３０分～午後４時３０分	新宮市 （東牟婁振興局）	１１名 （１０社）
御坊・田辺支部	平成３１年１月２４日（木） 午後１時３０分～午後４時３０分	田辺市 （上富田文化会館）	２６名 （２４社）

合計６８社７３名が受講されました。

◇研修会テーマ

（１）電子マニフェストの一部義務化・ＰＣＢ廃棄物の適正処理について

講師　：　和歌山県循環型社会推進課　担当官

（２）石綿の管理について

講師　：　小林グローバルコンサルティング事務所　小林和男氏

（３）安全衛生活動について









5ー②　電子マニフェスト操作体験セミナー

この体験セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験（電子マニフェストの登録から処分完了報告まで）を行い操作性や電子マニフェスト利用のメリットを実感していただくことを目的とした無料体験セミナーです。

参加者はセミナー用に用意されたＩＤとパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者のすべての立場となって、それぞれの入力方法を体験しました。

◇日　　時　平成３１年1月３０日（水）　１４：００～１６：００

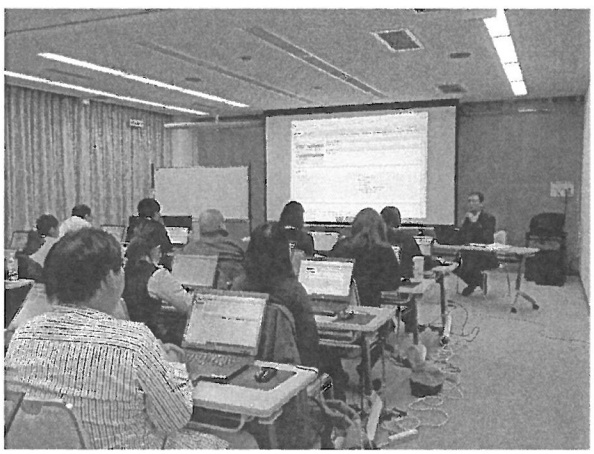
◇場　　所　プラザホープ（和歌山県勤労福祉会館）　３階 会議室１・２

◇参加者数　１９名

◇対 象 者　排出事業者及び収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務の実務担当者等

◇内　　容　■排出事業者の操作（新規登録）
■収集運搬業者の操作（運搬終了報告）
■処分業者の操作（処分終了報告）
■共通の操作（マニフェスト情報照会など）





２０１９年度 電子マニフェスト操作体験セミナー９月２６日（木）開催決定！！
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター　ＪＷＮＥＴホームページからお申込みください。
(https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/index.html)

5－③　産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度（CPDS）の講習会認定】～基礎コース～

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的として開催しました。

☆開催日時　令和元年７月１１日（木）　受付９時３０分～
☆開催場所　プラザホープ(和歌山県勤労福祉会館）４階
☆参加人数　排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者　７２名
☆受 講 料　当協会会員　５，０００円(税込)　(テキスト代含む)
　　非　会　員　７，２００円(税込)　(テキスト代含む)
☆研修内容

10:00	12:00	12:50	13:10	14:30	16:00	16:30
産業廃棄物処理の基礎	昼休み	質疑応答	産業廃棄物の委託処理と委託契約	産業廃棄物管理票・帳簿	質疑応答・修了証の交付	

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、ＣＰＤＳ受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。







5－④　安全衛生活動事業

― 労働災害事例研修会 ―

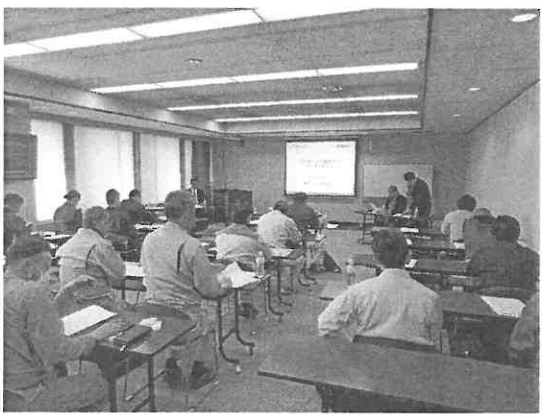
協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	平成３１年３月８日（金） 午後１時３０分から午後４時	平成３１年３月１４日（木） 午後１時３０分から午後４時
開催場所	和歌山会場 （和歌山市：商工会議所）	田辺会場 （上富田町：上富田文化会館）
参加者数	２１名	１４名
研修内容 及び講師	（１）労働災害発生状況及び防止対策について ・講　師 （和歌山会場）和歌山労働基準監督署　安全衛生課　岩手　忠彦 課長 （田 辺 会 場）田辺労働基準監督署　安全衛生課　明楽　伸樹 課長 ・研修内容 労働災害の発生状況、産業廃棄物処理業における災害事例、事故内容、原因とその防止対策等 （２）交通労働災害の防止について ・講　師 （一社）日本自動車連盟　和歌山支部　為廣　光章　氏 ・研修内容 ドライバーに求められる安心力 事例から見た交通事故防止、運転マナーを考えよう。	









―安全衛生推進委員会―

中小企業等小規模事業場の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成１６年度から安全衛生活動に取り組んでいます。平成２０年度から平成２２年度までの３年間は中央労働災害防止協会の支援を受けて、「団体安全衛生活動援助事業(たんぽぽ計画)」を実施しました。

１　団体安全衛生活動援助事業の実施成果について

事業活動を実施していく中で、各事業所において、安全衛生に関する意識が向上し、活動内容や方法への理解が深まり、活動についての意見・質疑も多くなるなど安全衛生についてのレベルが上がってきました。

たんぽぽ計画が終了し８年余り経過しましたが、今後とも、安全衛生活動に取組み、労働災害の未然防止に努めていく必要があります。

２　今後の活動事業の取組みについて

令和元年７月２４日に（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会の吉村副委員長と安全衛生促進委員を中心に、安全衛生推進委員会を開催し、令和元年度の安全衛生活動事業計画及び労働災害防止計画の策定等について協議しました。

令和元年度の活動事業としては、安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会・労働災害事例研修会）及び相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、（公社）全国産業資源循環連合会が平成２９年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、当協会においても、「(一社)和歌山県産業資源循環協会における令和元年度労働災害防止計画」（P58掲載）を策定しました。

今年度までの目標として、（１）死亡者数をゼロにする。（２）休業４日以上の死傷者数を平成２４～２６年の平均に比して２０％以上減少させる。を掲げ、活動指標を設定して取り組んでいきます。



―「ヒヤリ・ハット」体験事例について―

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、平成30年11月と平成31年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

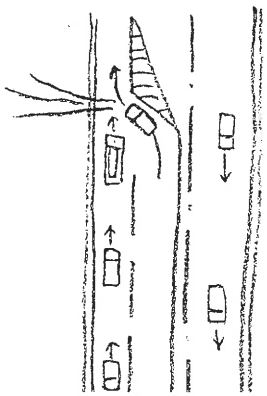
身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

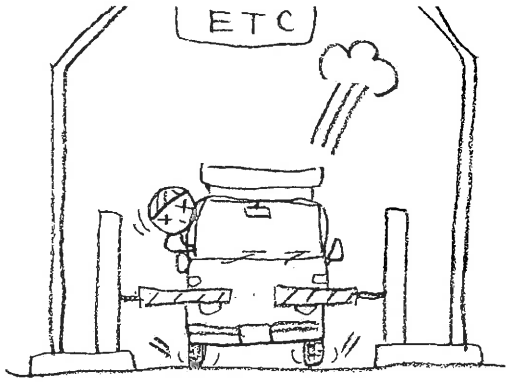
分　　類：収集運搬
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	シート掛け作業中	シートを取るためにキャビンの上にのぼる時、雨ではしごが濡れていて足を滑らせ落下しそうになった。	慌てず取手を確実につかみ足はステップに乗せて踏みしめる。低いからと安心して気を抜かない。
2	自社駐車場	10tダンプ乗車時	乗車用のステップから足が滑り転落しそうになった。	10tダンプや重機に乗降りする時は、手足元の確認と三点支持を必ず行う。
3	取引先現場	トラックの荷台から降りようとした時	トラックの荷台の上から降りようとした時に手が滑り落下した。	革手袋は滑るのでしっかりと取手をつかみ、手を掴む場所、足をかける場所に滑り止めテープを貼る。
4	取引先現場	収集作業中	パッカー車から降りる時にステップを踏み外した。	気を緩めず集中する。
5	取引先現場	シート掛け作業中	シートゴムが足にからみつき落下しそうになった。	注意する。
6	取引先現場	ごみの片付け中	荷物を運んでいる時、階段でつまずきそうになった。	荷物を持ち前が見えない状態の時は慎重に作業する。荷物の持つ量を少しずつにする。

分　　類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路交差点	運搬作業中	交差点を右折する時、切削工事をしていて斜線の幅が狭く工事用バリケードも置いていたので内輪差でバリケードに接触しそうになった。	右折時は対向車だけではなくコーナリングの際には慎重に後方も確認する。
2	高速道路	トラック運転中	追い越し車線から来た車が車間距離もあまりないのに無理矢理車線変更してきて追突しそうになった。	片側車線で先頭車両が遅いとゆずりゾーンに差し掛かった時に勢いよくアクセルを踏む車があるので注意する。

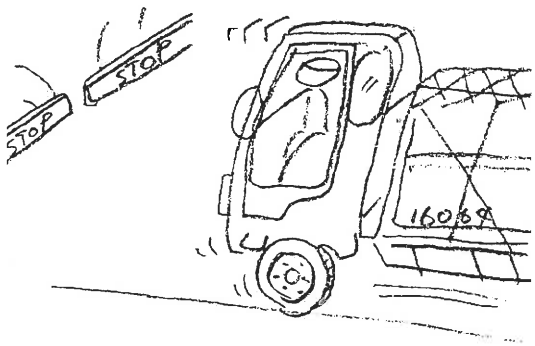


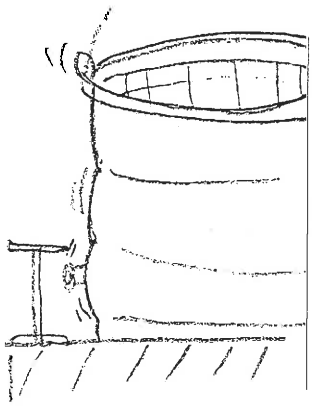


3	高速道路料金所	トラック運転中	下り坂でスピードが出過ぎてETCのバーに激突しそうになった。	下り坂は自分が思っている以上にスピードが出ているので注意する。
4	工場内	ホイールローダーで作業中	ホイールローダーで10tダンプ車に砕石を積込作業中、後方を別の車両が通過し接触しそうになった。	指差確認をする。作業をしている傍を通過する際は無線機で知らせる。
5	一般道路	運転中	動物が飛び出してたのでびっくりしてハンドルをきり、反対車線に入ってしまった。対向車がいたらとハッとした。	環境に応じて注意しながら走行する。スピードを出し過ぎない。
6	取引先現場	運転中	団地内の見通しの悪い交差点で子どもが急に飛び出してきた。	交差点内の安全確認及び最徐行運転をする。
7	一般道路	運転中	帰宅ラッシュ時の車が混雑する交差点にさしかかったところ、中型二輪車が車の間を縫うように車の前を通り抜けようとし、接触しそうになった。	常に周囲を意識して、安全を確認しながら走行することを怠らない。

分　　類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
8	一般道路	運転中	交差点を左折しようとした時、前方から来た車が無理に右折してきたので衝突しそうになった。	「かもしれない運転」をし、防衛運転に徹底する。
9	一般道路	運転中	前から走ってきた車が曲がる時、センターラインを越え飛び出してきてぶつかりそうになった。	いつでも止まれるスピードで走っていてももらい事故があるので気を付けて走行する。
10	一般道路	トラック運転中	見通しの悪い交差点で信号が青に変わりトラックを走らせようとした時、信号無視をしたトラックが出てきた。ワンテンポおくれた発車を心掛けているので衝突することはなかった。	ワンテンポ遅れた運転を心掛ける。
11	高速道路IC	トラック運転中	高速道路ICでETCのバーに激突しそうになった。	進入口前後は急カーブが多いのと、慣れていない車両が多いので前車が急ブレーキをかける事もあるので注意する。

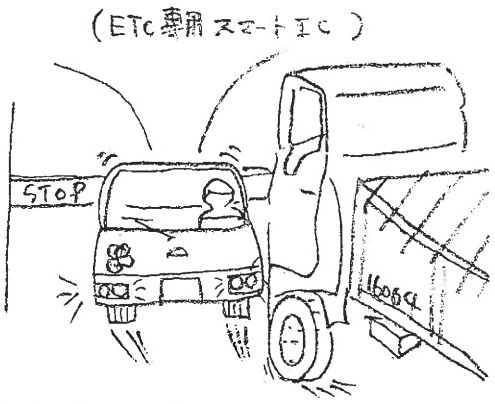


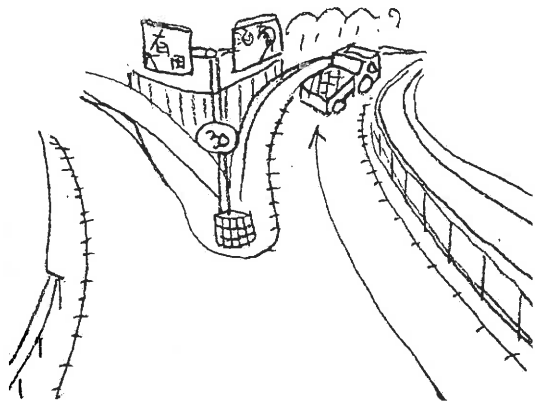


12	取引先現場	荷下ろし作業中	大型バーナーを25tレッカーで吊り上げて、計量台に乗せるときに幅がギリギリでもう少しで計量台に接触して故障しそうになった。	事前に大きさを確認する。重機オペレーターと玉掛合図の打合せを実施する。
13	一般道路交差点	運転中	右折しようとしたら信号無視してきた自転車にあたりそうになった。	徐行と目視確認をする。

分　　類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
14	一般道路	廃棄物収集中	車から降りようとした時、カーブで見通しが悪い場所だったので後ろから来た車にひかれそうになった。	後方確認の徹底。
15	一般道路交差点	トラック運転中	交差点進入時、右車線を走行していたら右折する車が止まっていて追突しそうになった。	曲折している交差点では右側に停止している車は視界外になるおそれがあるので注意する。
16	一般道路	運転中	前の車が急ブレーキを踏み追突しそうになった。	十分に車間距離を取る。
17	一般道路交差点	運転中	車が飛び出してきて接触しそうになった。	かもしれないを心掛ける。
18	一般道路	運転中	2車線の道路で追い越し車線を走行中、走行車線を走っていた車が急に右折してきた。	前後の車間距離だけでなく、左右の距離にも注意する。
19	高速道路IC	トラック運転中	スマートICでETCのゲートが一旦停止しないと開かないのを知らなかったので、前方の車が一旦停止し、もう少しで衝突しそうになった。	開通当時は数人の担当者が常駐して注意を促していたが、不慣れな車両もあるので注意する。
20	高速道路IC	トラック運転中	高速道路出口で速度メーターを確認せずS字カーブに進入してしまい思ったより速度が出ていて壁に激突しそうになった。	ETC通過後はついスピードが出し過ぎるので積載時走行は特に注意する。





分　　類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
21	取引先現場	運転中	ゴミ庫にバックで寄せている時、横の車から子供が飛び出してきた。徐行して確認していたので事故にはならなかった。	駐車場でのバックは最徐行及び目視で確認する。
22	一般道路交差点	トラック運転中	右車線走行中、右折しようとする車が止まっていたため、車線変更しようとしたら、後方からきた車と激突しそうになった。	前方確認をし、また指示器が出ていない場合でも前の車は止まる可能性があるので注意する。

分　　類：収集運搬
事故の型：飛来・落下

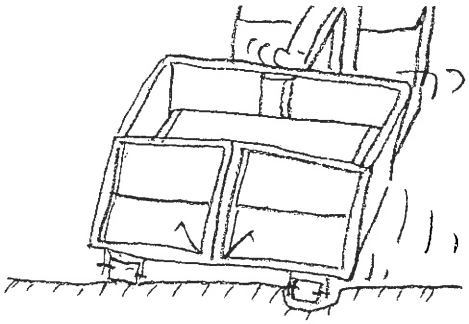
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	廃棄物収集中	車を止めて収集している時、スロープの所だったのでホッパーのスライドカバーが動力の振動の為かずれ落ちてきた。	ストッパーロックの確認をする。
2	取引先現場	木くず積込み作業中	木くずを大型コンテナ車へ積み込みする時に、木くずの一部が落下してトラックのボディに接触しそうになった。	積み込み前に部材確認、レッカー使用時は玉掛けを確実に行い、はずれそうな物は事前に分離しておく。

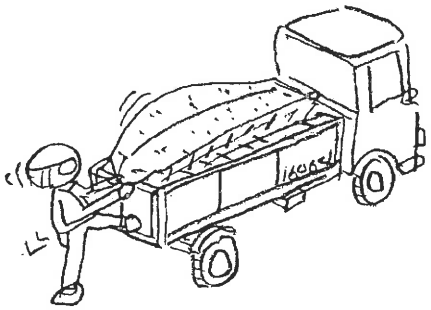
分　　類：収集運搬
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	運転中	対向車とすれ違った時左に寄りすぎたためタイヤが溝にはまった。	車から降りて確認する。
2	自社駐車場	4tダンプ運転中	4tダンプを運転中ギアをバックに入れてしまった。	慌てずゆっくり確認してミッションを入れる。
3	取引先現場	積み込み作業中	大型バーナーを10tコンテナ車に乗せる時に突起物が下にきてしまい、コンテナに穴があきそうになった。	積み荷安定のため底部に枕木を敷き荷重分散と突起部分を回避させる。

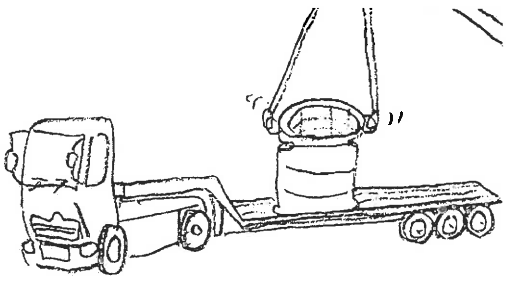
分　　類：収集運搬
事故の型：その他

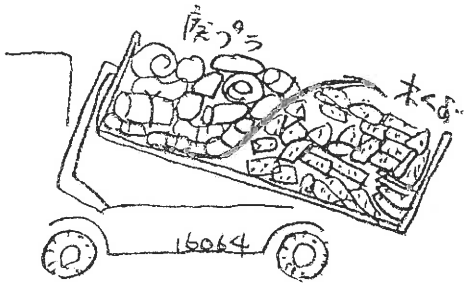
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	取引先現場	コンテナ新設作業中	コンテナを設置する時に車輪がぬかるみにはまりそうになった。	軟質土間、夏場のアスファルト舗装土間はコンテナ車輪がめり込む事が考えられるので養生対策をする。





5	取引先現場	コンテナシート掛け中	荷物を積んでシートをする時に、シートをかけて引っ張ったら荷物に引っ掛かり破れそうになった。	思い込みで行動をしない。逆に思いっきり引っ張った場合、ひっかかりが外れて転倒し、けがをする場合があるので注意する。
6	取引先現場	荷下ろし作業中	大型バーナーを吊り、計量へのせて、トレーラーへ積んでシャックルを外そうとしたら、シャックルが緩まなくて、取り外しできなくなりそうになった。	吊荷重に対してシャックルが小さくてボルト部が歪んだのか、元から錆等の影響で支障があったのか、事前確認が必要。





7	取引先現場	コンテナ引き上げ作業中	10tコンテナ車で前と後ろで仕切りを入れて廃プラと木くずを分別して積んでいたが、コンテナを引き上げる時に崩れて分別しておろせなくなりかけた。	積み合わせる場合は中に一つコンテナを入れるか、仕切りシートで分ける場合は重いものを後ろに軽いものを前にする。

分　　類：収集運搬
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
8	取引先現場	移動式クレーン（ユニック）作業中	中身の入ったドラム缶を移動式クレーン（ユニック）で吊る時にクレーンを前方にいっぱい伸ばして吊り上げようとしたら後方の荷台が浮き上がりそうになった。	なるべく近くで吊り上げ、また地盤確認、上空に線がないか等確認し、所定の吊具を使用し、地切吊上げをする。
9	取引先現場	コンテナ荷下ろし中	ろ布をコンテナで運搬した時、ろ布が汚泥でグツグツになっていて荷物を降ろした後、コンテナの中が汚泥でグツグツで洗浄してもなかなか落ちなかった。	袋に入れてから積みこむことを検討。事前確認・打ち合わせの実施、降雨対策の有無、成分分析依頼の実施を行う。
10	高速道路IC	運転中	高速道路を出ようと思ったら南方面からは出口がなく一つ手前のインターで降りた。	事前手順の確認。

分　　類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	フォークリフト運転中	パレットが一部割れていた事、圧縮物の重心が少し片方に寄っていたことが要因となり、段差でパレットに積んだ圧縮物が傾き倒れそうになりヒヤリとした。	パレットの点検及び割れている等少しでも気になれば使用しない。また、圧縮物を積んでリフトで持ち上げたとき少しでも重心がずれていれば積み直す。
2	工場内	ビンの選別中	地面に食用油がこぼれていてすべりそうになった。	空ビンでもオイルが入ったものは、少しでも漏れて出たら滑りやすくなるので気を付ける。こぼれていたら、すぐに拭き取る。
3	工場内	フォークリフト運転中	コンテナへトラッシュをあけるためにフォークリフトでトラッシュを上にあげた時、中身が重すぎてフォークリフトの後ろが浮いた。	トラッシュの中身が重くならないように量を調整する。トラッシュを上げる前に、中身を確認して、無理に上げない。
4	工場内	小型ユンボのグリスアップをしている時	エアーグリスポンプを使用してグリスアップをしている時自分のエアーホースに足をとられて転倒しそうになった。	エアーホースはいつも伸ばし、絡みつかないようにはなしておく。
5	工場内	重機メンテナンスのためエンジンオイルを運んでいる時	落ちていたフレコンバックの輪に足をひっかけて転倒しそうになった。	作業場の整理整頓、道具は使用したらすぐに片付ける。

分　　類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
6	工場内	タイヤショベルのタラップを登っている時	足が滑って身体を強打しそうになった。	タラップに滑り止めをつけ、あわてずに登る。



公益社団法人 全国産業資源循環連合会
一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

分　　類：中間処理
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	小型コンテナ入替中	圧縮物がつまれ、ミラーが見えず計量が終わった車とぶつかりそうになった。	ミラー下に圧縮物を置かない。一旦停止厳守。
2	工場内	トラックに積んでいた廃棄物を扉を開けダンプアップしておろしていた時	扉を止めていたロックレバーが外れた。	コンテナの不備がないか確認、修理、ダンプアップしているトラックの近くに近づかない。
3	工場内	FD25（リフトバケツ付き）で前進中	バケツを真ん中くらいの高さのまま進んだため、向いから来たトラックの存在に気付かず、フロントガラスに接触しそうになった。	死角が多い状態で運転はしない。必ずしも前進で移動する必要がない場合はバックで移動する。地切りを行い走行に支障のない高さにバケツを維持し周囲を確認しながら移動するよう心がける。
4	工場内	リフト作業中	暗くなっていたため作業員が見えず接触しそうになった。	ヘルメットに反射テープを張り、確認しやすいようにする。
5	工場内	フォーク付き小型ユンボでソファーを解体している時	ユンボ旋回時、人が近くに来ているのに気が付かず、接触しそうになった。	旋回時周囲の確認を徹底する。必要に応じて立入禁止措置及び立て看板を設置する。

分　　類：中間処理
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
6	工場内	選別作業中	新人作業員がオペレーターに合図を送らず重機の後ろに回り作業した。それに気付き他の作業員が声をかけその場から離れさせた。	作業する際は勝手に作業せず先輩作業員に確認する。
7	工場内	お客様の車両を誘導していた時	誘導している方向と別の方向へ行ってしまい置いてる物にぶつかりそうになった。	もっとわかりやすく声掛けをする。
8	工場内	フォークリフト運転中	フォークリフト運転中、タイヤショベルが後ろを確認せずにバックしてきて接触しそうになった。	お互い確認しながら進行する。バック時は一旦停止し必ず確認を行う。
9	工場内	ホイールローダー運転中	バックした時にフォークリフトの爪と接触しそうになった。	大型重機運転時は作業員はじめ場内を移動するフォークリフトが多いので一旦停止、左右確認、特に後方は確認する。
10	工場内	コンテナの中身を入れ替え中	後ろに作業員がいきなり出てきてコンテナにあたりそうになった。	コンテナの中身の入れ替え時にはなるべく周囲を確認する。

分　　類：中間処理
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	お客様対応中	次々に車が入ってきて混雑になり、荷下ろし場で手伝っていたら足の上に荷物が落ちてきた。	安全具（安全靴）を身に着ける。

分　　類：中間処理
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	2t車にて資材の鉄板を運搬中	荷台に積んである鉄板がカーブを曲がった際に少しだけずれた。	ワイヤー及びヒッパラーを併用し支持点を増やし固定箇所を改善。また、固定後には指差確認を行い、同乗者にも確認する。

分　　類：中間処理
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	工場内	雨天時溶接作業中	体、足元が少し濡れた状態で作業したため軽く電気が流れてしびれた。	電気の通さないゴム製品の着用、ブルーシートで屋根を造り、なるべく濡れないようにする。
3	工場内	廃プラ破砕作業中	住宅用火災警報器が混入しており、火災警報器の中にボタン電池が入っていて摩擦熱で発火した。すぐに消火して大事にはならなかった。	持ち込みした解体業者に連絡し解体作業時に気を付けて取り扱うように依頼、破砕前の粗選別の際、注意深く廃棄物のチェックを行う。
4	工場内	ショベルでコンガラ運搬中	通行路に轍ができているのに気が付かず前輪が深くはまり、後輪が浮いて傾いた。	運搬作業の前及び日頃から通行路の状況の確認、必要があれば整地を行う。

分　　類：最終処分
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	自社場内	運転中	上りと下りで鉢合わせになった。	見通しが悪いのでそれを改善するか退避場所を設ける。交互信号の設置。

5－⑤　県外視察研修会

平成３１年３月１９日(火)～２０日(水)の２日間、県外視察研修会として１５名が参加し、石川県金沢市の環境開発㈱様、クリーンライフ㈱様を訪問し処理施設を見学させていただきました。(以下、敬称略)



１日目は環境開発㈱新保処理工場(中間処理・最終処分)を訪問し、まず研修室で会社概要の説明を受け、その後処理施設(焼却・選別・破砕・圧縮)を見学しました。

その後バス移動し、リサイクル工場(RPF 製造)を見学しました。

社是は、「廃棄物の適正処理を通じて社会に貢献する」ことを掲げ、また、「やるべきことを決める」「決めたことは必ず守る」「出来ないことは決めない」も掲げており、産業廃棄物の循環資源化に取り組み、環境保全とエネルギーの有効活用に貢献されているとの事でした。



２日目はクリーンライフ㈱を訪問し、ご担当者２名の方より中間処理施設内を案内していただきました。

リサイクル率向上を目指した設備を導入し、8,000 ㎡の上屋を備えた中間処理場は、作業による騒音、振動、粉塵といった周辺環境への影響も最小限に抑えるよう配慮されていました。

取り扱う廃棄物も、コンクリート・アスファルトがら、プラスチック、石材、陶器、ガラス、石膏ボード、木、紙、汚泥など多岐にわたり、中間処理場で分別した後、リサイクルプラントを利用して再資源化を図り、最終処分場では浄化作用を活用して周囲の環境にやさしい埋め立てを行っているとの事でした。

コンクリート、アスファルトがらについては「破砕」し、砕石に再生。ガラスくず、廃プラスチック、金属くずなどは「選別」し、木くず、紙くず、繊維くずについては「破砕」し再資源化とのこと。また、建設汚泥・発生土は、「安定処理」を行なったうえ、無害化処理を施し改良土として再生との事。また、造園業者を中心として発生するせん定枝葉・生木についても「破砕」し良質の有機堆肥に再生されているとの事でした。





5－⑥　第3回親睦ゴルフコンペ

令和元年５月２２日（水）に南紀白浜ゴルフ倶楽部において、第３回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：令和元年度第１回）を開催しました。

当日は天候にも恵まれ１９社２８名と多くの皆様に参加いただき、盛会裏に開催することができました。

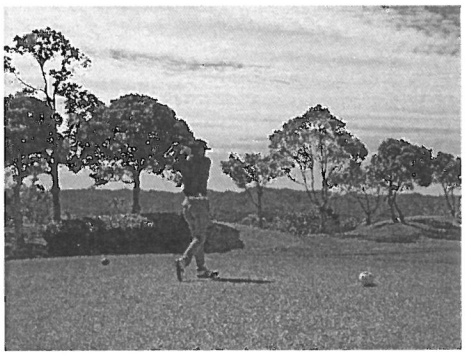
また、プレー終了後は、各賞（１位～１０位、以下５位ごと、当日賞、ＢＢ賞、ベストグロス賞）の表彰を行いました。

平成１９年度よりチャリティーコンペとして和歌山県下の各市町村に毎回車椅子を寄贈していますが、第２０回目となる今回は、紀美野町に寄贈し、紀美野町からは感謝状をいただき広報誌にも掲載いただきました。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

１　結果（敬称略）

優勝：	田中　正紹	（有）タナカ工務店）
２位：	小椋　孝一	（小椋リビングクリーン㈱）
３位：	上田　修司	（㈱日ノ本組）
４位：	中村　雄三	（㈱ナカミチ建機サービス）
５位：	井口　恵司	（和歌山スチール協同組合）
６位：	前坂　康行	（㈱朝日ダイヤゴルフ）
７位：	須磨　徳裕	（㈱吉建）
８位：	黒川　武樹	（㈱丸六）
９位：	山本　雅弘	（有）ワコー産業）
１０位：	瀧本　利生	（有）国辰商事）
１５位：	岩間　誉幸	（有）タナカ工務店）
２０位：	根田　知樹	（㈱吉建）
２５位：	廣田　耕嗣	（有）日置川清掃）
当日賞：	峠　好紀	（㈱峠商店）
ＢＢ賞：	柏木　清次	（有）柏木商店）
ベストグロス賞：	須磨　徳裕	（㈱吉建）





２　車椅子贈呈（１台）

贈呈先：紀美野町

出席者：保健福祉課長　森谷 善彦　氏

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会様より車椅子を寄贈していただきました

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会様より、紀美野町へ車椅子が寄贈されました。

５月22日に行われた寄贈式では、会長の武田全弘様へ、町からお礼の言葉と感謝状を贈りました。

寄贈された車椅子は美里支所に配置し、町の福祉行政に役立てていきます。



写真中央　一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長　武田全弘 氏
写真右　　同協会員　小椋孝一氏

5－⑦　不法投棄防止海上パトロール

令和元年度第１回目（通算４９回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○　日　時：令和元年６月１９日（水）
午前９時００分（出港）～午後１時４５分（帰港）



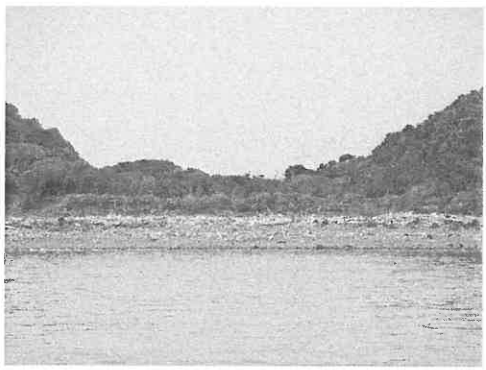
○　参加者：６名

和歌山県廃棄物指導室	１名
和歌山市産業廃棄物課	１名
和歌山市一般廃棄物課	１名
和歌山海上保安部警備救難課	１名
和歌山県産業資源循環協会	２名

○　パトロールコース：
和歌山南港（出港）→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港（帰港）

○　パトロール結果：
- 加太港から大川港間の海岸に前回（Ｈ３０年１０月）同様漂着物と見られる廃棄物（プラ容器類・木くず）を確認した。また、昨年の台風２１号の影響と思われる崖崩れも数ヶ所確認した。
- 友ヶ島のうち地島の北部海岸で前回同様の漂着物と見られる廃棄物（プラ容器・発泡スチロール類・木くず等）を確認した。また、沖ノ島では漂着物は少なかった。
- 矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様の不法投棄物を確認した。
- 由良町衣奈周辺の海岸道路沿いで前回同様の不法投棄物（家電製品・プラ容器類等）が確認された。
- 下津港海岸道路沿いでは台風の影響と思われる崖崩れが確認された。
- 前回は海岸全体で台風の影響と思われる漂着物（プラ容器・発泡スチロール類・木くず等）が多くみられたが今回は減っていた。

○　パトロール結果の対応：
和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。


地ノ島北部沿岸の現状


矢櫃海岸の現状

5－⑧　収集運搬部会活動

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、令和元年６月２５日（火）に和歌山市内を不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

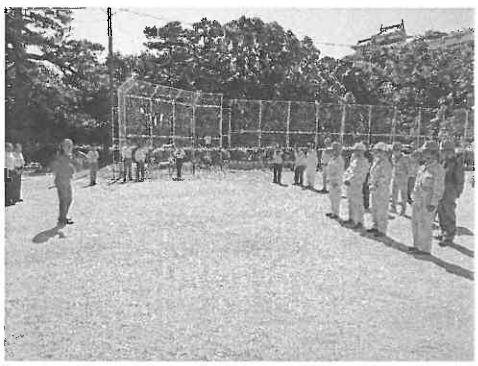
（１）参　加　者：２０名

㈱ヴァイオス	２名	㈱岸化学	２名	㈱貴志安商店	２名
㈱紀洋	１名	㈱坂口興業	１名	㈱日ノ本組	１名
㈱目良建設	１名	めらリサイクル㈱	１名	㈱吉建	１名
和歌山プレス㈱	１名	和歌山市産業廃棄物課	３名	和歌山市一般廃棄物課	２名
産業資源循環協会	２名				

（２）巡回コース：和歌山城砂の丸広場→和歌山北高等学校西校舎付近→森林公園→青岸エネルギーセンターへ撤去物の搬入→雑賀崎→和歌浦→岡崎→大日山荘

（３）撤去した量：４ｔクラムシェル付き車１台、軽ダンプ３台、軽トラック１台の計５台で総回収量９１０ｋｇ

（４）撤去した物：テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、布団、事務机、トタン板、波板、鉄くず、タイヤ、ペットボトル、空き缶、空き瓶及びその他可燃ごみ







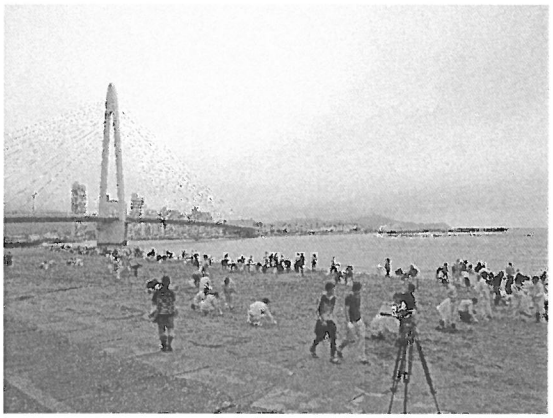


5ー⑨　第22回クリーンアップキャンペーン

浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(田辺市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンですが、今年も６５社４９９名と多くの申込をいただきましたが強風のため、残念ながら中止となりました。

当日早朝より、ご参加を予定していただきました会員の皆様、現地に足を運んでいただきました会員の皆様、資機材をご準備していただきました会員の皆様、ご家族等すべての方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

協会としては、継続してクリーンアップキャンペーンを実施し、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、今後とも努力して参りたいと考えております。今後ともご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



浜の宮ビーチ（第２１回開催時）



天神崎海岸（第２１回開催時）

昨年はニュースで紹介されました!





5－⑩　青年部会活動

★和歌山県青年部会総会・役員会等

○第７回令和元年度青年部会総会

青年部会では、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会第７回通常総会に先だって同日（６月５日）の午後１時より、ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で第７回青年部会総会を開催しました。

当日は３６名（委任状を含む。）の出席があり、議長に山本氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。


山本青年部会長

第１号議案　平成３０年度事業報告の件
第２号議案　平成３０年度決算報告（監査報告）承認の件
第３号議案　令和元年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和元年度予算（案）承認の件

令和元年度事業計画は次のとおりです。

１　組織強化の充実
２　一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動の分担と支援
３　教育研修事業
４　他団体との連携
５　青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催



○平成３０年度第６回役員会

開催日：平成３１年２月２０日（水）
場　所：協会会議室
議　題：（１）青年部会視察研修について
　　（２）交流・研修委員会について
　　（３）その他

○平成３１年度第１回役員会

開催日：平成３１年４月１０日（水）
場　所：協会会議室
議　題：（１）第７回青年部会総会について
　　（２）青年部会視察研修について
　　（３）その他

○令和元年度第２回役員会

開催日：令和元年６月５日（水）

場　所：ダイワロイネットホテル和歌山４Ｆ「翡翠」

議　題：（１）WSK 青年部会第７回（通算２０回）総会について

（２）青年部会視察研修について

（３）全国産業資源循環連合会青年部協議会第１１回全国大会について

（４）その他

○青年部会視察研修会

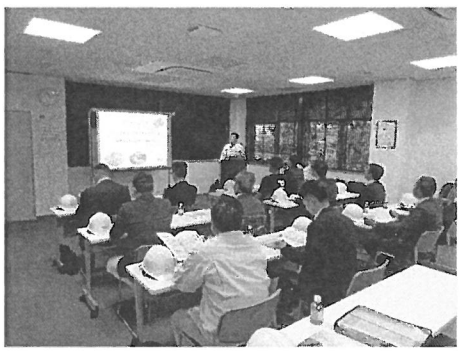
開催日：令和元年６月７日（金）

場　所：㈱京都環境保全公社（京都府）

内　容：青年部会視察研修会として１２名が参加し、京都府の㈱京都環境保全公社様を訪問し中間処理施設及び最終処分場を視察させいただきました。（以下、敬称略）



午前中は伏見区の伏見環境保全センターの研修室で会社概要の説明を受けその後、中間処理施設を見学しました。伏見環境保全センターの中間処理施設では比重差選別設備、光学選別設備など最新の設備を導入しＲＰＦの製造や発泡スチロールを文具ケース等にリサイクル、下水汚泥を炭化することにより「肥料要素を含んだ軽量土壌改良材」として商品化し販売を行っていました。



午後からは場所を移し京丹波町にある瑞穂環境保全センターの管理型最終処分場を見学しましました。瑞穂環境保全センターでは地元町長、自治地区の自治会、所轄の保健所が監視委員会を設立し３ヶ月毎に維持管理状況の監視、また搬入時には不適合物、許可品目外の混入がないか展開検査、管理型品目は受入基準に設けている溶出試験の適合可否確認のため、抜き取り検査を実施するなどの徹底ぶりでした。



日頃、なかなか目にする機会がない、大型の施設や最先端の技術を視察することができ、青年部会員の資質の向上と業務の充実につながる研修になりました。

★全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック総会・主な行事

○令和元年度通常総会



開催日：令和元年５月１０日（金）

場　所：ＡＮＡクラウンプラザ大阪（大阪府）

議　案：第１号議案　平成３０年度事業報告及び
収支決算報告承認の件

第２号議案　令和元年度事業計画（案）
及び収支予算（案）承認の件

第３号議案　任期満了に伴う役員改選承認の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会後、特定非営利活動法人ゼロ・ウェイストアカデミー理事長
坂野晶氏による講演会が開催されました。



○平成３０年度近畿ブロック賀詞交歓会

開催日：平成３１年１月２５日（金）

場　所：琵琶湖ホテル（滋賀県）

内　容：６５名と多くの参加者が集まり、（公社）大阪府産業資源循環協会の監事である山田浩介弁護士をお招きし、「働き方改革」をテーマに近年問題となっている長時間労働や人手不足について講演が行われました。その後、会員の親睦を図る懇親会が開催され一年のはじまりにふさわしい近畿ブロック青年部会員の絆が深まる素敵な賀詞交歓会となりました。

★全国産業資源循環連合会青年部協議会総会

○第２０回通常総会

開催日：令和元年６月１２日（水）

場　所：明治記念館（東京都）

議　案：第１号議案　平成３０年度事業報告承認の件

第２号議案　平成３０年度収支決算報告承認の件

平成３０年度監査報告

第３号議案　令和元年度事業計画（案）承認の件

第４号議案　令和元年度収支予算（案）承認の件

以上の議案が審議され、承認されました。

○第１１回全国大会　志国大会 in 高松



開催日：令和元年７月１９日（金）

場　所：サンポート高松（香川県）

内　容：二年に一度開催される全国大会が香川県で開催されました。第１１回目の開催となる今回は「４７の志～ご縁～」をテーマに各都道府県協会青年部会員及び（公社）全日本トラック協会青年部会員、倉庫業青年経営者協議会員、総勢６２１名が参加し盛大に開催されました。和歌山県からは事務局を含む１０名が参加しました。

当日はあいにくの雨で予定されていた四国八十八ヶ所の善通寺、屋島寺、志度寺での清掃活動は中止となりましたが各寺でお説法を聞き境内を案内していただきました。その後大会式典が行われオープニングアトラクションは高松商業高等学校書道部による「書道パフォーマンス」が行われました。その後、（公社）全日本トラック協会青年部会、倉庫業青年経営者協議会との交流の誓いが立てられました。

式典終了後には大懇親会が開催され、各ブロックから提出された「奇跡の一枚コンテスト」、徳島名物の阿波踊り等の余興が行われ大いに盛り上がりました。





6 事務局だより・情報コーナー

6ー① 安全優良職長厚生労働大臣顕彰について

この度、当協会員である㈱田所建設の工場長、山下正文さんが平成３０年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰を受賞されました。これは優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長に贈られるもので、労働災害による休業４日以上の被災者数が約１２万人（平成２９年度）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として平成１０年度から始まり、今回で２１回目となります。

当協会としても衷心から祝福したいと思います。

平成30年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞！
おめでとうございます！！



6－②　建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が２０点となります。

当協会は、平成１８年７月２６日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、会員の皆様には当協会交付の証明書によりこの制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に、必要事項をご記入のうえ、ＦＡＸでお申し込み下さい。

また、当協会ウェブサイトサイトからダウンロードもしくは、当協会にお問合せの上でも、入手できますので、協会へ申請してください。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

許可番号 （土木、建築に関する）	（例）　国土交通大臣許可（特-9）第 22222 号 和歌山県知事許可（般-11）第 11111 号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 （直近の決算日）	令和　　年　　月　　日

申請年月日　　令和　　年　　月　　日

一般社団法人　和歌山県産業資源循環協会
会長　武田　全弘　様

FAX でお申し込みください。（FAX 番号：073-424-5553）

6－③ （一社）和歌山県産業資源循環協会における令和元年度労働災害防止計画について

1．はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては平成29年度からの３年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（以下、「産廃労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和元年に死傷災害９９６人、死亡災害１６人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画」はもとより、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2．令和元年度目標

（1）死亡者数をゼロにする。

（2）休業４日以上の死傷者数を平成２４～２６年の実績平均に比して、２０%以上減少させる。（平成２４～２６年の平均：１０人→令和元年：８人以下に）

3．令和元年度活動目標

2．の令和元年度目標を達成するために活動目標を次のとおり設定する。

指　　標		現状値（平成３０年度）	活動目標値（令和元年度）
1	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して１０%以上増加させる。	１０７	１２０
2	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数を前年度に比して１０%以上増加させる。	９７	１０７
3	連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業数を前年度に比して１０%以上増加させる。	６９	７６
4	法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数を前年度に比して１０%以上増加させる。	７８	８６
5	協会が実施する安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会）の参加人数を前年度に比して１０%以上増加させる。【重点】	５８	６４
6	安全衛生パトロールを実施している会員企業数を前年度に比して１０%以上増加させる。	６２	６９
7	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数を前年度に比して１０%以上増加させる。	５６	６２
8	リスクアセスメントを実施している会員企業数を前年度に比して１０%以上増加させる。	４１	４６
9	安全衛生規程を作成している会員企業数を前年度に比して１０%以上増加させる。【重点】	２２	２５

4．令和元年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

3．に示す令和元年度活動目標を達成するため、具体的方策を次のとおり設定する。

指標１　会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

① 研修会、会報誌、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
② 安全衛生推進委員会において、本調査の推進を図る。
③ 会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。

指標２　安全衛生事業の認識を向上させる。

① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
② 会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高めるための研修会（労働災害事例研修会）を開催する。
④ 研修会において、安全衛生に係る情報伝達及び情報交換を実施する。
⑤ 安全衛生推進委員会において、安全衛生事業の推進を図る。
⑥ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

指標３　連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。
③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

指標４　会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
③ 安全衛生促進委員のさらなる技術向上を図る。

指標５　安全衛生研修会の参加者増加を図る。

① 会報誌、ＦＡＸで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて電話による呼びかけを行う。

② 会員企業が参加しやすいよう、地域ごとに研修会を開催する。
③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
④ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
⑤ 安全衛生推進委員会、年４回開催している理事会、建設廃棄物部会、支部研修会等のあらゆる機会を通じて、安全配慮義務の必要性を呼びかけていく。
⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。

指標６　会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
② 労働基準監督署等と連携し、会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」等を参考に、会員企業を対象に相互安全衛生パトロールを行う。
③ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
④ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
⑤ 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。

指標７　会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
・連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。（重複）
④ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。

指標８　会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会（リスクアセスメント推進研修会）の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。（重複）
・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」

・連合会 安全衛生サイト

③ 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。

指標９　会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。

② 連合会が作成した教材を活用し、研修会の継続的な実施を行う。

③ 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。（重複）

④ 安全衛生推進委員会、年４回開催している理事会、建設廃棄物部会、支部研修会等のあらゆる機会を通じて、安全配慮義務の必要性を呼びかけていく。（重複）



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

6－④　災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成２３年９月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」（平成１８年７月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、現在、県内の８市２０町１村（県人口の９２％）との間で、県との協定書に基づく覚書を締結しています。

◇覚書等の締結状況（令和元年８月１日現在）

Ｎｏ	市町村名	締結年月日	備　考
１	那智勝浦町	平成２７年　４月　１日	
２	海　南　市	平成２７年　５月１１日	
３	日高川町	平成２７年　６月２２日	
４	日　高　町	平成２７年　７月　１日	
５	紀美野町	平成２７年　７月　１日	
６	印　南　町	平成２７年　７月１０日	
７	すさみ町	平成２７年　８月１８日	
８	串　本　町	平成２７年　８月１９日	
９	上富田町	平成２７年　８月２１日	
１０	古座川町	平成２７年　８月２６日	
１１	白　浜　町	平成２７年　９月　８日	
１２	太　地　町	平成２７年１０月　１日	
１３	有田川町	平成２７年１０月１３日	
１４	有　田　市	平成２７年１０月２１日	
１５	新　宮　市	平成２８年１１月　１日	
１６	由　良　町	平成２９年　１月　６日	
１７	紀の川市	平成２９年　３月１４日	
１８	みなべ町	平成２９年　４月　１日	
１９	美　浜　町	平成２９年　５月　１日	
２０	九度山町	平成２９年　７月１４日	
２１	和歌山市	平成２９年　７月２８日	（協定締結）
２２	広　川　町	平成２９年１０月１０日	
２３	岩　出　市	平成２９年１０月２６日	
２４	御　坊　市	平成２９年１１月　１日	
２５	湯　浅　町	平成２９年１２月　１日	
２６	かつらぎ町	平成３０年　５月１４日	
２７	橋　本　市	平成３０年　８月３０日	
２８	北　山　村	平成３１年　３月　４日	
２９	高　野　町	令和　元年　７月２６日	

6－⑤　産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区　２０１９年度日程表

	新規講習会				更新講習会		
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	特別管理産業廃 棄物管理責任者
日　数	２日間	３日間 （※１）	３日間	４日間 （※２）	１日間	２日間	１日間
受講料 （※３）	30,400 円	48,300 円	46,200 円	68,000 円	20,000 円	25,200 円	14,000 円
９月	京都：11～12 兵庫：25～26 大阪：26～27				大阪：12 **和歌山：19** 兵庫：27	兵庫：10～11	大阪：11 **和歌山：18**
１０月					京都：29		大阪：9
１１月	滋賀：14～15			大阪：18～22	奈良：22 大阪：27		大阪：26
１２月	大阪：11～12				兵庫：18	大阪：18～19	兵庫：17
Ｒ２年 １月	兵庫：15～16				大阪：23		大阪：22
２月	大阪：5～6 京都：26～27		大阪：18～20		滋賀：14 **和歌山：20** 兵庫：27		滋賀：13 兵庫：26
３月		京都：3～6			大阪：5 京都：12		大阪 4 京都：11

注 ※１　処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は４日間となります。
※２　特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は５日間となります。
※３　Web 申込みの場合、通常の受講料から５００円を差し引いた割引料金となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業資源循環協会	０７７－５２１－２５５０
公益社団法人京都府産業資源循環協会	０７５－６９４－３４０２
公益社団法人大阪府産業資源循環協会	０６－６９４３－４０１６
一般社団法人兵庫県産業資源循環協会	０７８－３８１－７４６４
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	０７４４－４８－００７７
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	０７３－４３５－５６００

6－⑥　和歌山県による（特別管理）産業廃棄物処理業の許可申請書の添付書類（更新講習会修了証）の取扱い変更について

和歌山県による（特別管理）産業廃棄物処理業の更新許可申請に際し、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）」の修了証の添付が必要ですが、本年４月１日より修了証の有効期限は、修了証の交付日から起算して２年から５年へと取り扱いが変更になりました。

なお、和歌山市更新許可申請における修了証の有効期限の変更はございません。（修了証の交付日から起算して２年です。）

6－⑦　許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意！！

産業廃棄物処理業の許可の更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は５年です。
許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。
このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。
許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね６ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね３ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。
他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の３ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の６ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに５年間有効です。
和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証は５年間、更新許可講習会修了証は２年間有効です。
（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

6－⑧ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

1　優良産廃処理業者認定制度

（1）制度の概要

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成２２年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成２３年４月１日より運用開始されました。

（2）メリット

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者は、次のメリットを受けられます。

○ 許可の有効期限が、通常５年から７年に延長される。
○ 許可証に「優良マーク」が付き、排出事業者に優良性をアピールできる。
○ 環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利になる。等

（3）認定基準

①	**実績と遵法性に係る基準** 更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
②	**事業の透明性に係る基準** 申請の際、直前の半年間（７年の有効期間を受けたものである場合は、７年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報・許可の内容・施設及び処理の状況・財務諸表 ・料金の提示方法・組織体制　　・地域融和の状況等
③	**環境配慮の取組に係る基準** ＩＳＯ１４００１又はエコアクション２１等の認証を取得していること。
④	**電子マニフェストに係る基準** 電子マニフェストの利用が可能であること。
⑤	**財務体質の健全性に係る基準**（次の全ての基準に適合していること） ・直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が１０％以上であること。 ・直前３年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が０を超えること。 ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

2　エコアクション２１（ＥＡ２１）

ＥＡ２１は、中堅・中小企業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく第３者認証・登録制度です。（ＣＯ２削減に加え、廃棄物削減、節水等にも取り組みます。）

また、平成２０年６月から実施されている県の「業者評価制度」では、環境への配慮の分野で、エコアクション２１の認証・登録業者は、加点の対象となっています。

◇全国で約７，９２３件の事業者が、認証・登録しています。（詳細は、ＵＲＬ：http://ea21.jp/）

☆☆　優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員）　☆☆

［和歌山県優良認定業者］

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
大栄環境㈱　代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	平成26年 6月 1日 令和 3年 5月31日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	平成27年 8月16日 令和 4年 8月15日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	平成29年 7月27日 令和 6年 7月26日
㈱ジャルク　代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成30年10月26日 令和 7年 9月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成31年 1月11日 令和 7年12月 3日
㈱丸六　代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成29年 1月13日 令和 6年 1月12日
和歌山代用燃料㈱　代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	平成28年 1月28日 令和 5年 1月27日
㈱井奥建材工業　代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519番地1	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成29年 3月30日 令和 6年 3月29日
㈱石井建材店　代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793番地の24	産業廃棄物収集運搬業 第03014034152号	平成29年10月30日 令和 6年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03024034152号	平成28年 7月 1日 令和 5年 5月17日
和歌山プレス㈱　代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	平成25年10月24日 令和 2年10月23日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	平成25年10月24日 令和 2年10月23日
赤井工業㈱　代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畑毛226番地	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	平成26年11月17日 令和 3年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	平成27年10月27日 令和 3年11月16日
㈱環境ｸﾘｰﾝｻｰﾋﾞｽ　代表取締役　大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	平成27年 6月19日 令和 4年 6月 8日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050069401号	平成28年 9月26日 令和 5年 9月25日
㈱明光　代表取締役　綛田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080番地の1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	平成29年 7月17日 令和 6年 7月16日

［和歌山市優良認定業者］

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
めらリサイクル㈱　代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	平成27年12月18日 令和 4年12月17日
和歌山代用燃料㈱　代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	平成28年 4月22日 令和 5年 4月21日
和歌山プレス㈱　代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	平成28年 1月31日 令和 5年 1月30日
㈱玖保忠　代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	平成26年 9月22日 令和 3年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	平成27年10月21日 令和 4年10月20日

☆☆　エコアクション２１認証・登録事業者（協会会員）　☆☆

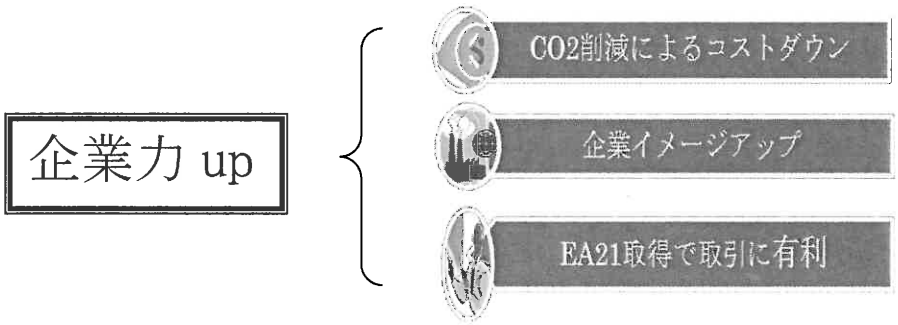
	事業者名	代表者氏名	住　所	認証 登録日	認証登録 番号	主な業種
1	㈱石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市 港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	㈱丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市 日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス㈱	井川 朗	和歌山県和歌山市 狐島607-6	H19. 1.25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル㈱	目良 知基	和歌山県和歌山市 西浜1660-459	H19. 1.30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	兼杉興業㈱	杉原 俊博	大阪府岸和田市 大北町1-3	H19. 3.27	0001416	製造業 （その他）
6	㈲日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
7	㈲志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡 白浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
8	㈱明光	綛田 さよ志	和歌山県海南市 下津町下津3080-1	H23. 4.21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
9	㈱関組	関 儀平	和歌山県和歌山市 関戸2-2-24	H23.10.19	0007587	建設業（設備 工事業を含む）
10	㈱井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市 桃山町調月519番1	H24. 3.28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
11	㈱玖保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市 出島478番地の11	H26. 2.20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
12	赤井工業㈱	宮本 清富	和歌山県岩出市 畑毛226番地	H26. 8.27	0010205	廃棄物処理・ リサイクル業
13	㈱ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市 西庄295-9	H29. 2.27	0011674	廃棄物処理・ リサイクル業
14	㈱大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市 田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・ リサイクル業
15	㈱クリーンサービス近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市 杉原35-1	H30. 4.20	0012306	廃棄物処理・ リサイクル業
16	㈱ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市 神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・ リサイクル業

エコアクション２１の認証取得に向けて

環境省　エコアクション２１
ＣＯ２削減プログラム補助事業

Ｅｃｏ－ＣＲＩＰ
（エコークリップ）

◆Ｅｃｏ－ＣＲＩＰとは，「エコアクション２１（ＥＡ２１）」をベースにＣＯ２排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システムです。
◆環境経営専門家の無料サポートを受けながら、「コスト削減、省エネ化」、「ＣＯ２排出量の削減」、「取引先の要望に応える」、「エコアクション２１の認証取得」、「経営基盤の強化、従業員の意識向上」等を実現できます。
◆エコアクション２１の認証取得は『優良産廃処理業者認定制度』における基準項目の一つです。
◆中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。ただし、電気使用量等が把握できない事業者、環境マネジメントシステムの認証取得経験のある事業者は参加できません。



詳しくは、（一財）持続性推進機構（令和元年度補助事業者）
【申し込み・問合せ先】
エコアクション 21 地域事務局大阪（TEL 06-6543-1521）
http://www.ea21-osaka.jp

6ー⑨　会員ニュース





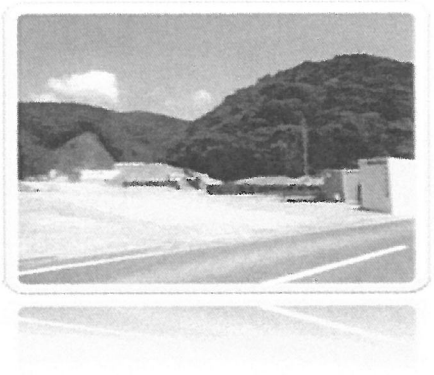
当社は昭和33年の創業以来、総合建設業として堅実な経営を続けてまいりました。時代の要請に応じて一般土木をはじめ、法面工事、上・下水道工事、建築工事、産業廃棄物収集運搬業、運送業、と様々な業務に取り組んでいます。

業務方針としては、地域のインフラを守る技術者のプライドと責任感を持ち顧客の期待を超える品質の高い製品とサービスを提供し、地域環境に配慮した施工を自ら考え積極的に提案して、地元住民の顧客満足度を通して社会に貢献します。


CERTIFICATE
OF REGISTRATION
GCC
株式会社吉田組
品質マネジメントシステム
ISO 9001:2015
認証範囲

常に安全を全てに優先し、“災害ゼロ”活動を推進します。

環境及び労働安全関連の法規制、自主基準等を順守し、環境汚染の予防・事故・災害の撲滅に努めていきます。



上記業務方針を達成するために規格要求事項を実行し、継続的改善を図りながら努力して参りますので何卒宜しくお願い申し上げます。

代表取締役　北　敏彦

YOSHIDA

株式会社　吉　田　組

〒649-3142　和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1229-2
TEL　0739-58-0010　FAX　0739-58-0956
E-mail　yoshida0010@cream.plala.or.jp

6－⑩　新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	スギタニ	杉谷 伸一	〒644-1212 日高郡日高川町皆瀬７８０－１	0738- 56-0770	収集運搬業	県 03005188111

賛助会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業種
1	近畿ローダー㈱	山下 修平	〒552-0016 大阪市港区三先１－１２－２４	06- 6573-5051	油圧式クレーン及びトラッククボディーの販売・修理

会員数（令和元年７月３１日現在）

	正会員数
紀　北　支　部	３４
和 歌 山 支 部	７１
海南・有田支部	３０
御坊・田辺支部	４９
紀　南　支　部	１９
合　　計	２０３

	賛助会員数
合　　計	１２

6－⑪　協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び３R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への対応、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎入 会 金　正 会 員　　50,000 円

◎会　　費　正 会 員　年額　84,000 円（収集運搬業）

　　年額　120,000 円（処分業）

　　※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

　　賛助会員　年額　30,000 円

◎入会方法　入会申込書を提出していただくことになっております。

　　下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◇◆◇
〒640-8150
和歌山県和歌山市十三番丁３０番地　酒直ビル
ＴＥＬ：０７３－４３５－５６００
ＦＡＸ：０７３－４２４－５５５３
ＵＲＬ：http://wakayama.sanpai.com
E-mail：wasanpai@sanpai.com

6－⑫　全国産業資源循環連合会政治連盟
和歌山県産業資源循環協和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成２１年８月３日設立しました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

（Ⅰ）和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第１回理事会が次のとおり開催されました。

開催日：平成３１年１月２９日（火）

場　所：協会会議室

議　題：（１）平成３０年活動報告並びに平成３０年収支決算報告について

（２）平成３１年活動計画案並びに平成３１年収支予算案について

（３）その他　について協議しました。

（Ⅱ）和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟の第１０回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日：平成３１年２月２６日（火）

場　所：協会会議室

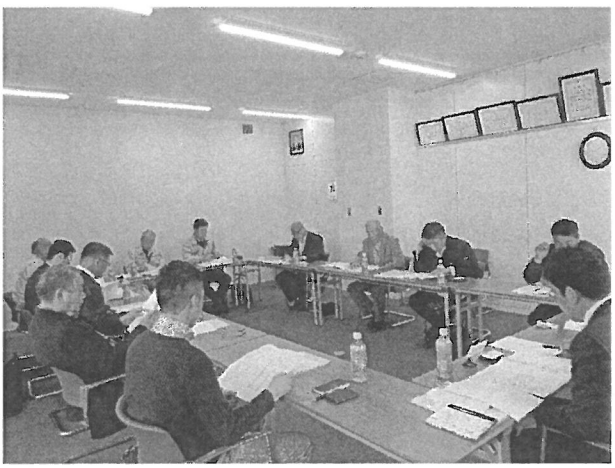
議　題：第１号議案　（１）平成３０年活動報告並びに平成３０年収支決算報告について

（２）平成３０年監査報告

第２号議案　平成３１年活動計画案並びに平成３１年収支予算案について

その他

について審議され、原案通り承認されました。



和歌山県産業資源循環協会
和歌山県地区政治連盟役員名簿
（平成３１年２月２６日）

理事長	武田　全弘
副理事長	須磨　徳裕
副理事長	坂口　秀樹
理事	森田　清郎
理事	加隈　隆照
理事	山本　雅弘
監事	吉村　英樹
監事	森脇　敏夫
会計責任者	山本　彰徳

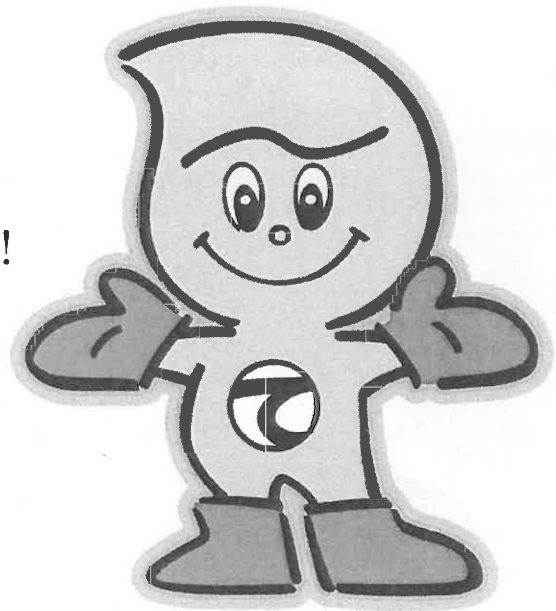
全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い！

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成２１月８月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国４７都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成２６年の１０月１４日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志１０３名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



6－⑬　公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内

募　集

さんぱい　助成　　検　索

クリック！

サプライズ！さんぱいプライズ

～令和２年度 産業廃棄物処理助成事業～

【助成事業とは・・・】

本財団では、産業廃棄物に関する 3R の技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

【助成事業の実施期間は原則１年以内】

助成事業の実施期間は、原則として令和２年４月から１年以内とします。ただし、事業の種類によっては、令和４年３月までの最長２年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高 500 万円】

年間の助成金額は最高 500 万円です。なお、２年継続し助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高 1,000 万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

《応募手続き》

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

http://www.sanpainet.or.jp/service02.php?id=15

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

令和元年９月 30 日（月）　消印有効

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。
※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉
〒105-0001　東京都港区虎ノ門１丁目１番 18 号 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階
公益財団法人　産業廃棄物処理事業振興財団　技術部（担当：齋喜、長田）
TEL：03-4355-0155　FAX：03-4355-0156　URL：http://www.sanpainet.or.jp
E-mail：info@sanpainet.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

7 編集後記

平素は、当協会の運営にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

中国の廃プラ輸入禁止措置やマイクロプラスチックの海洋汚染が問題となり、世界的にプラスチックの使用を見直す動きが活発になっています。

世耕経産大臣はＧ２０環境相会議開幕の挨拶の中で、レジ袋の有料化を来年４月１日からスタートさせる方針を示しました。

今年４月には、産業・資源循環議員連盟から環境大臣あてに廃プラ処理に関して緊急要望と産廃処理業界を担う人材の育成・確保と再生品の利用促進に関する要望書が提出されました。

また、災害廃棄物処理に関して、全産連では今年度から新たに委員会を設置し、頻発する大規模災害の廃棄物処理について、全国的に各協会が経験した課題と対応について情報共有し、効率的な活動ができるよう取り組んでいくとのことです。

当協会としても積極的に参加して、今後の対策に役立てていきたいと考えます。

皆様のご協力により、第７回通常総会も無事終えることができました。改めてお礼申し上げます。

会員の皆様とご一緒に、環境再生、資源循環社会の構築に向けて邁進して参りますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げますとともに、今後とも協会の業務運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

じゅんかん わかやま VOL. 42

令和元年8月

発行人　武田全弘
企画・編集　山本彰徳
発行所　一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地　酒直ビル
TEL 073−435−5600
FAX 073−424−5553
URL　http：//wakayama.sanpai.com
E-mail　wasanpai@sanpai.com
印刷　和歌山県海南市築地6-24
有限会社 か さ い
TEL　073−482−1647